

# 緑川地域森林計画書

(緑川森林計画区)

計画期間 { 自 令和 6 年 (2024 年) 4 月 1 日  
至 令和 16 年 (2034 年) 3 月 31 日 }

令和6年(2024年)～令和16年(2034年)



発行者：熊本県  
所 属：森林整備課  
発行年度：令和5年度(2023年度)

再生紙を使用しています

本文は、間伐材パルプ 30%、古紙パルプ 70%を原料とした用紙を使用しています。

熊本県

# 目 次

I	計画の大綱	1
1	森林計画区の概況	3
2	前計画の実行結果の概要及びその評価	13
3	計画樹立に当たっての基本的な考え方	15
II	計画事項	21
第1	計画の対象とする森林の区域	23
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	24
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	24
(1)	森林の整備及び保全の目標	
(2)	森林の整備及び保全の基本方針	
(3)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	
2	その他必要な事項	28
第3	森林の整備に関する事項	29
1	森林の立木竹の伐採に関する事項	29
(1)	立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	
(2)	立木の標準伐期齢に関する指針	
(3)	その他必要な事項	
2	造林に関する事項	31
(1)	人工造林に関する指針	
(2)	天然更新に関する指針	
(3)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	
(4)	その他必要な事項	
3	間伐及び保育に関する事項	36
(1)	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	
(2)	保育の標準的な方法に関する指針	
(3)	その他必要な事項	
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	38
(1)	公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針	
(2)	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針	
(3)	その他必要な事項	

<b>5</b>	<b>林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項</b> .....	<b>42</b>
	(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	
	(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	
	(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	
	(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	
	(5) 林産物の搬出方法等	
	(6) その他必要な事項	
<b>6</b>	<b>委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項</b> .....	<b>44</b>
	(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	
	(2) 森林の経営管理制度の活用の促進に関する方針	
	(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	
	(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	
	(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	
	(6) その他必要な事項	
<b>第4</b>	<b>森林の保全に関する事項</b> .....	<b>50</b>
<b>1</b>	<b>森林の土地の保全に関する事項</b> .....	<b>50</b>
	(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	
	(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	
	(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
	(4) その他必要な事項	
<b>2</b>	<b>保安施設に関する事項</b> .....	<b>53</b>
	(1) 保安林の整備に関する方針	
	(2) 保安施設地区に関する方針	
	(3) 治山事業に関する方針	
	(4) 特定保安林の整備に関する事項	
	(5) その他必要な事項	
<b>3</b>	<b>鳥獣害の防止に関する事項</b> .....	<b>53</b>
	(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	
	(2) その他必要な事項	
<b>4</b>	<b>森林病虫害の駆除及びその他の森林の保護に関する事項</b> .....	<b>54</b>
	(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	
	(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	
	(3) 林野火災の予防の方針	
	(4) その他必要な事項	

第5	保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	55
	(1) 保健機能森林の区域の基準	
	(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	
第6	計画量等	57
1	間伐立木材積その他の伐採立木材積	57
2	間伐面積	57
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	57
4	林道の開設及び拡張に関する計画	57
5	保安林の整備及び治山事業に関する計画	59
	(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
	(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
	(3) 実施すべき治山事業の数量	
6	要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業方法及び時期	64
第7	その他必要な事項	64
1	保安林その他制限林の施業方法	64
(附)	参考資料	71
1	森林計画区の概況	73
	(1) 市町村別土地面積及び森林面積 (2) 地況	
	(3) 土地利用の現況	
	(4) 産業別生産額	
	(5) 産業別就業者数	
2	森林の現況	77
	(1) 齢級別林種樹種別森林資源構成表	
	(2) 普制別樹種別齢級別森林資源構成表	
	(3) 市町村別森林資源表	
	(4) 所有区分別林種別施業方法別面積蓄積表	
	(5) 制限林の種類別面積	
	(6) 樹種別材積表	
	(7) 荒廃地等の面積	
	(8) 森林の被害	
3	林業の動向	99
	(1) 保有山林規模別経営体数	
	(2) 森林組合及び生産森林組合の現況	
	(3) 林業事業体等の現況	
	(4) 林業労働力の概況 (林業就業者数)	
	(5) 林業機械化の概況	
	(6) 作業路網等の整備の概況	
	(7) 持続的伐採可能量	
4	県内森林資源の推移	107
5	林道開設・拡張計画数量の箇所別明細 (既設林道を含む)	108



# I 計画の大綱



## I 計画の大綱

この計画は、森林法第5条の規定に基づき、緑川森林計画区に係る民有林について、全国森林計画（計画期間：令和6年（2024年）4月1日～令和21年（2039年）3月31日）で示された基準及び目標等に即し、地域の森林資源の状況や自然的、社会的、経済的条件を考慮した森林の整備及び保全の目標、森林施業の指針、森林の土地の保全等に関する事項を明らかにするとともに、計画期間内における森林の伐採、造林、林道の開設、保安施設等に関する計画を定めるものである。その計画期間は、令和6年（2024年）4月1日から令和16年（2034年）3月31日までの10年間とする。

### 1 森林計画区の概況

#### （1）自然的背景

##### ア 計画区の位置

本計画区は、県のほぼ中央部に位置する宇城地域（宇土市、宇城市及び下益城郡）及び上益城地域（上益城郡）の2地域（2市6町）を包括する区域で、東は宮崎県と接し、西は有明海及び不知火海に面している。

##### イ 地 勢

地形は、宮崎県との県境にある国見岳等の九州脊梁山地に連なる緑川上・中流域南岸の山間部で起伏が大きく急峻な地形がみられ、その他の地域は、比較的なだらかな地形となっている。

計画区中央部から西部に位置する宇城地域は、緑川の中流域から下流域の南側に当たり、不知火海に面した地域では干拓によって造成された平野が広がっている。

計画区中央部から東部に位置する上益城地域は、緑川の上流域から中流域の主に北側に当たり、阿蘇外輪山の裾野につながる北東部及び中央部では、なだらかな丘陵性の台地がみられる。

##### ウ 地 質

計画区東部の阿蘇外輪山の裾野周辺には、阿蘇溶結凝灰岩が分布し、計画区中央部の丘陵には、砂礫を主とする半固結堆積物が分布している。計画区西部の平野部には、第四紀沖積世の砂、礫、粘土層を主とする未固結堆積物が広く分布している。また、緑川上・中流域南岸の山間部は、中央構造線上に位置し、砂岩、泥岩、輝緑凝灰岩等の固結堆積物が分布している。

##### エ 土 壌

計画区東部は、大部分が堆積岩を基岩とする土壌であり、尾根筋には乾性褐色森林土壌、谷筋には湿性褐色森林土が分布しており、阿蘇外輪山の裾野周辺には、黒ボク土壌が分布している。また、計画区の中央部から西部にかけては、生産力の低い灰色低地土壌が分布している。

##### オ 気 候

本計画区は、全般的に温暖な気候で、計画区の西部から中央部の年平均気温は17.0℃程度であり、年間降水量は2,000mm～2,200mmとなっている。



表 I - 1 緑川計画区の気温及び降水量(2013～2022年の10年間の平均値)

観測地点	気温(°C)			降水量 (mm)	備考 (標高m)
	最高	最低	平均		
三角	37.0	-1.8	17.4	2,036	60
甲佐	37.0	-5.1	16.7	2,178	36
平均	37.0	-3.4	17.0	2,107	

資料:熊本地方気象台

- 注) 1 データは、各観測地点の地域気象観測システム(アメダス)による。  
2 最高気温及び最低気温は、年間における極値の平均値である。

### カ 自然景勝地

本計画区は、九州中央山地国定公園、三角大矢野海辺県立自然公園、矢部周辺県立自然公園及び五木五家荘県立自然公園の優れた自然景勝地を有する。

## (2) 社会経済的背景

### ア 土地利用の現況

本計画区の総面積は、119,087haで県土面積の16%を占め、そのうち森林面積が68,403ha、林野率が57%と県全体の62%と比べ森林の占める割合が低くなっている。

また、農用地面積の占める割合は、16%であり県全体の15%に比べやや高くなっている。

表 I - 2 緑川計画区における土地利用

単位:ha、%

区分	総数	森 林			農用地	その他
		総数	国有林	民有林		
緑川計画区	119,087	68,403	13,832	54,571	19,392	31,292
構成比	100.0	57.4	11.6	45.8	16.3	26.3
宇城地域	40,691	19,254	2,701	16,553	8,661	12,776
構成比	100.0	47.3	6.6	40.7	21.3	31.4
上益城地域	78,396	49,149	11,131	38,018	10,731	18,516
構成比	100.0	62.7	14.2	48.5	13.7	23.6
県 計	740,945	459,402	63,338	396,064	110,686	170,857
構成比	100.0	62.0	8.5	53.5	14.9	23.1

資料: 総数及び農用地面積は熊本県統計年鑑(令和3年度版)、国有林面積は熊本県林業統計要覧(令和3年度版)、その他は総数から森林及び農用地面積を減じた数値。

注) 総数と内訳の数値は、四捨五入の関係上必ずしも一致しない。

### イ 人 口

本計画区の令和5年(2023年)4月1日現在の推計人口は、約18万2千人で、県全体の10.6%を占め、人口密度は、153人/km<sup>2</sup>と県平均の231人/km<sup>2</sup>を下回っている。

また、本計画区内8市町のうち、4市町が過疎地域(※)となっている。  
 (※ 宇城市は、一部の区域が過疎地域)

## ウ 交通

### (ア) 道路

九州縦貫自動車道が平野部を縦断し、益城熊本空港、御船及び松橋 I C から国・県道を通じて各地域を連絡している。また、令和5年度(2023年度)には九州中央自動車道が計画区内を横断して嘉島 J C T から山都通潤橋 I C まで開通し、国道3号がその西側を南北に縦断しているほか、宮崎県延岡市方面へ国道218号、天草方面へ国道57号及び国道266号が連絡している。これらの道路を中心に国道443号及び国道445号のほか県道、市町道が整備されている。

### (イ) 鉄道

J R 鹿児島本線と九州新幹線が平野部を南北に縦断しているほか、宇土から三角港までを J R 三角線が連絡している。

## エ 産業の概要

### (ア) 産業別総生産額

本計画区の産業活動については、令和2年度(2020年度)の総生産額が県全体の12.2% に当たる6,783億円となっている。

産業別構成比を見ると、第1次産業3.9%、第2次産業39.3%、第3次産業56.8%となっており、第1次産業と第2次産業が県全体の構成比より高くなっている。林業については、計画区全体で県平均と同程度の構成比となっている。

表 I - 3 緑川計画区における産業別総生産額

単位 生産額:百万円、構成比:%

区 分	総生産	第1次産業				②第2次産業	③第3次産業
		①総数	農業	林業	水産業		
緑川計画区	(683,327) 678,301	26,608	23,645	1,261	1,701	266,544	385,150
構成比	100	3.9	3.5	0.2	0.3	39.3	56.8
宇城地域	(367,495) 364,792	13,975	12,133	354	1,487	158,295	192,523
構成比	100	3.8	3.3	0.1	0.4	43.4	52.8
上益城地域	(315,832) 313,509	12,633	11,512	907	214	108,249	192,627
構成比	100	4.0	3.7	0.3	0.1	34.5	61.4
県 計	(5,579,388) 6,060,182	177,898	152,270	9,257	16,371	1,725,587	4,156,698
構成比	100	2.9	2.5	0.2	0.3	28.5	68.6

資料: 令和2年度(2020年度)市町村民経済計算(熊本県統計協会)

注) 1 総生産欄の下段の数值は、①~③を合計した金額である。上段( )書きの数值は、下段の数值に輸入品に課される税・関税を加え、また総資本形成に係る消費税を控除した金額である。

2 総数と内訳の数值は、四捨五入の関係上必ずしも一致しない。

### (イ) 産業別就業者数

本計画区の産業別就業者数は、平成27年(2010年)と令和2年(2020年)の国勢調査の結果を比較すると第1次産業から第3次産業までのほとんどの産業で減少しており、県全体と同様の傾向となっている。

林業就業者数については、平成27年(2010年)の281人から令和2年(2020年)は244人へと37人減少しており、県全体の10%を占めている。

表 I - 4 緑川計画区における産業別就業者数

単位:人

区 分	総 数	第1次産業				第2次産業	第3次産業	分類不能の産業
		総数	農業	林業	水産業			
緑川計画区	88,245	11,672	11,100	244	328	19,775	55,601	1,197
	92,953	13,490	12,720	281	489	20,620	58,438	405
宇城地域	47,986	6,020	5,657	57	306	10,894	30,254	818
	50,962	6,934	6,399	66	469	11,632	32,202	194
上益城地域	40,259	5,652	5,443	187	22	8,881	25,347	379
	41,991	6,556	6,321	215	20	8,988	26,236	211
県 計	819,259	71,768	65,575	2,398	3,795	169,965	560,851	16,675
	834,257	80,001	72,728	2,603	4,670	171,618	563,243	19,422

資料：上段は令和2年国勢調査、下段は平成27年国勢調査

注) 総数には、分類不能の産業就業者数を含む。

### (3) 民有林の概要

#### ア 森林資源等の状況

本計画区の民有林面積は、54,571haで本県民有林面積(396,064ha)の14%を占めている。

林種別の面積は、表 I - 5 に示すとおり人工林31,980ha、天然林17,447ha、その他5,144haで、人工林率は58.6%であり、県平均の61.0%より低くなっている。

樹種別の主な面積構成を見ると、スギ42.1%、ヒノキ13.2%、マツ0.2%(人工林と天然林の計)、クヌギ7.2%(人工林と天然林の計)、広葉樹等(注1)27.1%となっており、人工林ではスギの占める割合が高くなっている。

また、本計画区では他の計画区と比較して竹林の占める割合が高くなっているのが特色で、その面積は2,935haと県の竹林面積の29.7%を占めている。

人工林のうちスギとヒノキの齢級(注2)別面積構成について見ると、図 I - 1 に示すとおり、スギは13齢級(61~65年生)を、ヒノキは12齢級(56~60年生)をピークとする構成となっている。また、スギ・ヒノキ人工林のうち保育を必要とする7齢級以下の森林が6.4%となっており、県平均の10.3%に比べ低くなっている。

(注1) 「広葉樹等」は、天然生広葉樹林のうち高木層が複数の樹種によって構成されている森林で、森林簿、電算帳票及び統計資料等においては「広葉樹等」と表現している。

本計画区においては、宇城地域のうち美里町及び上益城地域に分布するブナクラス

域の植生と各地域に分布するヤブツバキクラス域の植生に含まれる。植生区分上の樹種等については、表 I - 6 のとおりである。  
 (注 2) 「齢級」は、林齢を 5 年単位でまとめたものをいい、1 齢級は 1~5 年、2 齢級は 6~10 年としている。

表 I - 5 緑川計画区における民有林の林種別樹種別面積

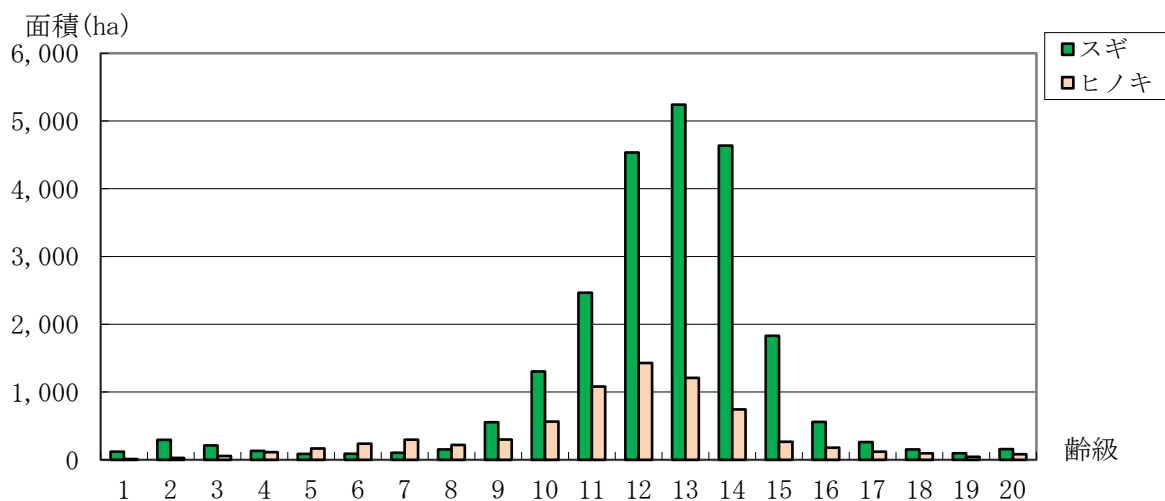
単位 面積:ha、構成比:%

区 分	計画区計	
	面積	構成比
総 数	54,571	100.0
人 工 林	31,980	58.6
スギ	22,970	42.1
ヒノキ	7,228	13.2
マツ	129	0.2
クヌギ	1,452	2.7
その他	200	0.4
天 然 林	17,447	32.0
マツ	148	0.3
クヌギ	2,480	4.5
広葉樹等	14,794	27.1
その他	25	0.0
そ の 他	5,144	9.4
竹林	2,935	5.4
無立木地等	2,209	4.0

資料：森林整備課

- 注) 1 数値は、地域森林計画対象森林に係るものである。  
 2 無立木地等は、伐採跡地、未立木地、更新困難地及び特殊林を合わせたものとしている。  
 3 総数と内訳の数値は、四捨五入の関係上必ずしも一致しない。

図 I - 1 緑川計画区の人工林(スギ、ヒノキ)齢級別面積構成



資料：森林整備課

表 I - 6 緑川計画区における天然生広葉樹の植生区分

区分	群集・群落等の名称	分布する標高域	主要な構成樹種（高木層）	備考
ブナクラス域	スズタケブナ群団	①800～900m ②800～1,600m	ブナ、カエデ類、ハリギリ、アカシデ、ミズキ、アオハダ、ミズナラ、ヒメシャラ、ホオノキ、サワグルミ	
	シラキブナ群集	①300～1,000m ②900～1,700m	ブナ、カエデ類、ヒメシャラ、ミズナラ、クリ、ハリギリ、[モミ]、[ツガ]、アカシデ、アカガシ、イヌシデ	
	カシワミズナラ群集	①300～1,100m ②700～1,400m	ミズナラ、ハリギリ、カナクキノキ、ヤマグワ、ウリハダカエデ、ヤマザクラ、キハダ、ミズキ、アカガシ	
ヤブツバキクラス域	ツガーハイノキ群集	①500～1,000m ②500～1,700m	ブナ、アカシデ、イタヤカエデ、クリ、ケヤキ、[ツガ]、ミズナラ、ホオノキ、アカガシ、ミズキ、ウラジログシ、ハリギリ、コハウチワカエデ	
	ケヤキイロハモミジ群集	①400～1,000m ②700～1,300m	ケヤキ、イロハモミジ、ヤマザクラ、ヤマグワ、ネムノキ、ミズキ、エノキ、イタヤカエデ	
	シーカシ萌芽林	①0～900m ②300～1,200m ③0～700m	コジイ、スダジイ、アラカシ、ウラジログシ、ヤマハゼ、ヤブツバキ、タブノキ、ネムノキ、クロキ、クヌギ	
	クヌギコナラ群集	①0～1,000m ③0～100m	クヌギ、コナラ、ヤマザクラ、ヤマハゼ	
	イチイガシ群集	③0～700m	イチイガシ、コジイ	
	ムクノキホルトノキ群集	③0～100m	ホルトノキ、タブノキ、シロダモ、ヤマモモ、ヤブニッケイ、ムクノキ、アラカシ、ハゼノキ	

資料：熊本県における広葉樹造林の手引き（熊本県農林水産部）

注）分布する標高域欄の①は上益城郡（山都町を除く）②は美里町、山都町、③は宇土市及び下益城郡（美里町を除く）における標高域を示す。

### イ 保安林

本計画区の保安林面積は6,216haで計画区内民有林面積の11.3%を占め、その種類別面積は、水源かん養保安林が4,616ha、土砂流出防備保安林が1,470ha、土砂崩壊防備保安林が68ha、その他が58haとなっており、指定割合が県内平均（28.0%）よりも低くなっている。（令和4年度（2022年度）末で重複指定面積を除く。）

### ウ 自然公園等

本計画区内には、九州中央山地国定公園、三角大矢野海辺県立自然公園及び矢部周辺県立自然公園等が指定されている。

### エ 所有形態別森林面積

本計画区の民有林について所有形態別に見ると、私有林が50,264haで92.1%を占め、公有林は、市町有林（財産区有林を含む）が2,275ha（4.2%）、県有林が722ha（1.3%）であり、その他（公益社団法人 熊本県林業公社、国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター等）が1,310ha（2.4%）となっている。

※ 数値は、四捨五入の関係上総計とは必ずしも一致しない。

## オ 森林の機能別面積

森林の多面的機能のうち特に発揮することを期待されている機能について、市町村森林整備計画で定められている公益的機能別施業森林等の区域別面積及び本計画区におけるその割合は、令和5年(2023年)4月現在で以下のとおりである。

- ①水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  
5,417ha (9.9%)
- ②土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  
1,825ha (3.3%)
- ③木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  
26,372ha (48.4%)

## カ 森林資源の推移

本計画区における過去5カ年の民有林面積の推移を見ると、平成30年度(2018年度)調査時には54,694haであり、令和5年(2023年)度調査では、54,571haに減少している。

一方、1ha当たりの森林蓄積の推移を見ると、平成30年度(2018年度)調査時に347m<sup>3</sup>であり、令和5年(2023年)度調査では357m<sup>3</sup>に増加している。特に、人工林の針葉樹については、468m<sup>3</sup>から483m<sup>3</sup>に増加している。

表 I-7 緑川計画区の民有林における森林資源の推移

単位 面積:ha、蓄積:千m<sup>3</sup>、千束(竹林)

区 分		平成30年度調査			令和5年度調査			
		面積	蓄積	ha当蓄積	面積	蓄積	ha当蓄積	
総 数		ha 54,694	千m <sup>3</sup> (束) 17,212	m <sup>3</sup> (束) —	ha 54,571	千m <sup>3</sup> (束) 17,628	m <sup>3</sup> (束) —	
立 木 地	総 数	49,537	17,212	347	49,427	17,639	357	
	人工林	総 数	31,951	14,441	452	31,980	14,905	466
		針葉樹	30,320	14,199	468	30,332	14,652	483
		広葉樹	1,631	242	148	1,648	253	153
	天然林	総 数	17,586	2,771	158	17,447	2,735	157
		針葉樹	150	36	239	148	36	243
広葉樹		17,436	2,735	157	17,299	2,699	156	
竹 林		2,950	(3,094)	(1,049)	2,935	(3,078)	(1,049)	
無立木地等		2,207	—	—	2,209	—	—	

資 料: 熊本県森林整備課

注) 1 蓄積の総数には、竹林の蓄積(単位:千束)は含まない。

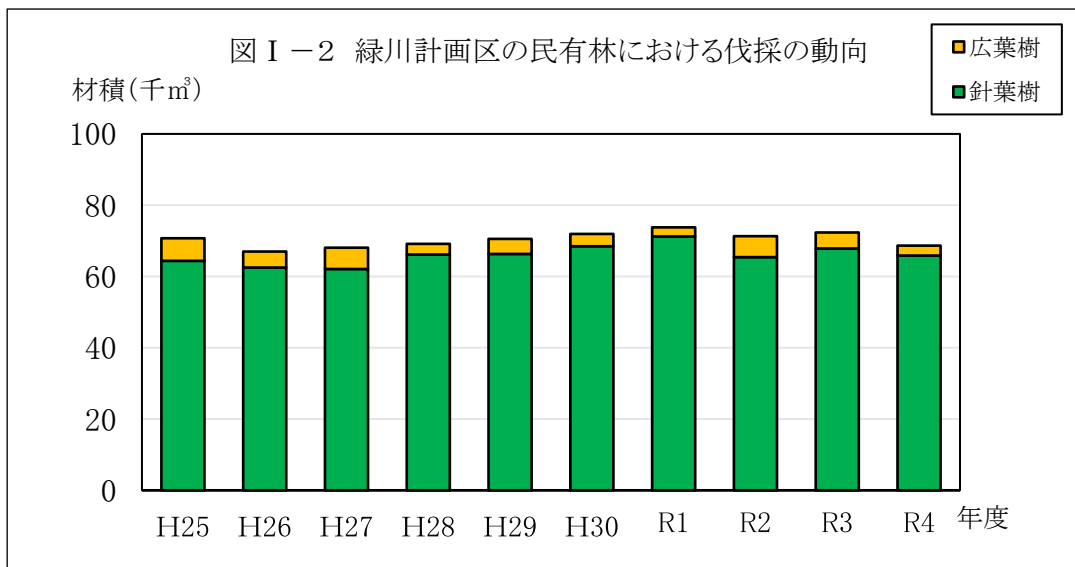
2 総数と内訳の数値は、四捨五入の関係上必ずしも一致しない。

## キ 伐採及び造林の動向

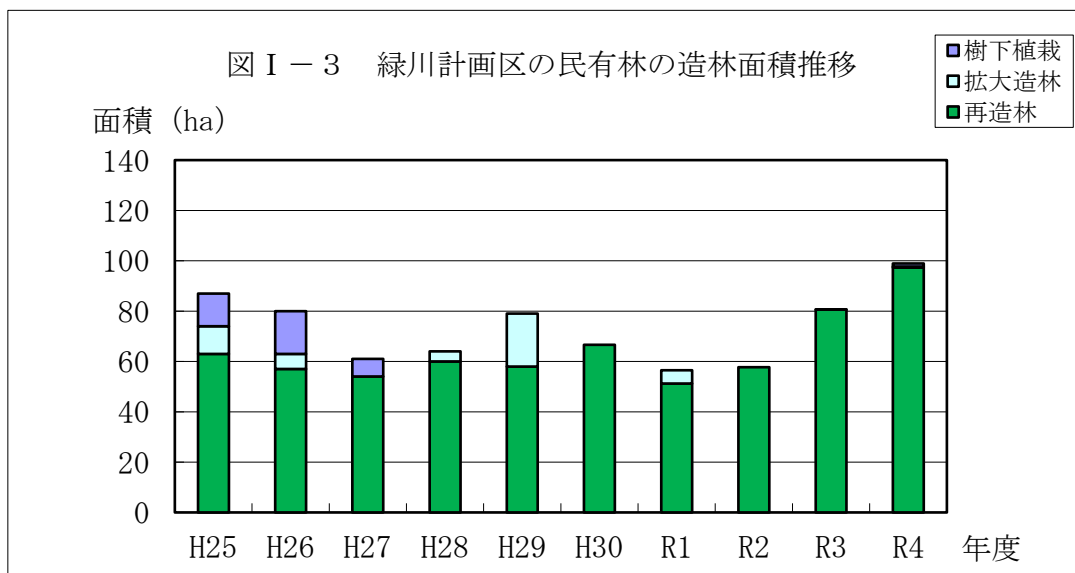
本計画区の民有林における伐採(素材生産量)の動向を見ると、図 I-2 に示すとおり大きな変動は見られず、平成25年度(2013年度)から令和4年度(2022年度)までの10カ年平均では70千m<sup>3</sup>(針葉樹66千m<sup>3</sup>、広葉樹4千m<sup>3</sup>)が生産されている。

人工造林の動向を見ると、図 I - 3 に示すとおりであり、平成25年度から再造林面積は60ha前後で推移しているが、令和4年度（2022年度）は再造林対策を強化したことにより97haまで増加している。樹下植栽は減少傾向が見られる。

なお、平成25年度（2013年度）から令和4年度（2022年度）までに731haが造林されている。



資料：熊本県林業統計要覧



資料：熊本県林業統計要覧

- (※1) 「樹下植栽」とは、複層林の造成を目的として樹下に苗木の植栽を行うこと。
- (※2) 「拡大造林」とは、天然林を伐採した跡地、原野などに人工造林を行うこと。
- (※3) 「再造林」とは、人工林を伐採した跡地に人工造林を行うこと。

## ク 基盤整備の状況

本計画区内の民有林における令和4年度(2022年度)末の既設<sup>きせつ</sup>林道は95路線(注)あり、既設延長は245kmとなっている。

林道密度は、令和4年度(2022年度)末現在で5.0m/ha(宇城地域5.8m/ha、上益城地域4.6m/ha)となっており、県平均の5.8m/haを下回っている。

また、作業路については、令和4年度(2022年度)末現在で2,139路線、総延長1,052kmが整備されている。

(注) 本書において、林道とは、森林基幹道、森林管理道をいう。

路線数は、複数の市町にまたがる路線にあっては当該林道の所在する市町ごとに1路線として算出している。ただし、林道の利用区域のみが所在する市町については、当該林道の路線数を計上していない。

## ケ 林産物の生産等の状況

### (ア) 木材の流通加工

本計画区の令和4年度(2022年度)末における素材市売市場は2箇所、その取扱量は、103千 $m^3$ となっている。本計画区内で生産された素材は、これらの市場のほか一部が県外や他流域の市場等へ出荷されている。

本計画区の令和4年度(2022年度)末における製材工場は20工場、66千 $m^3$ の製材品を生産しており、県全体の16%に当たる。また、木材チップを生産している工場は5工場、年間57千 $m^3$ の木材チップを生産しており、これは県全体の9%に当たる。

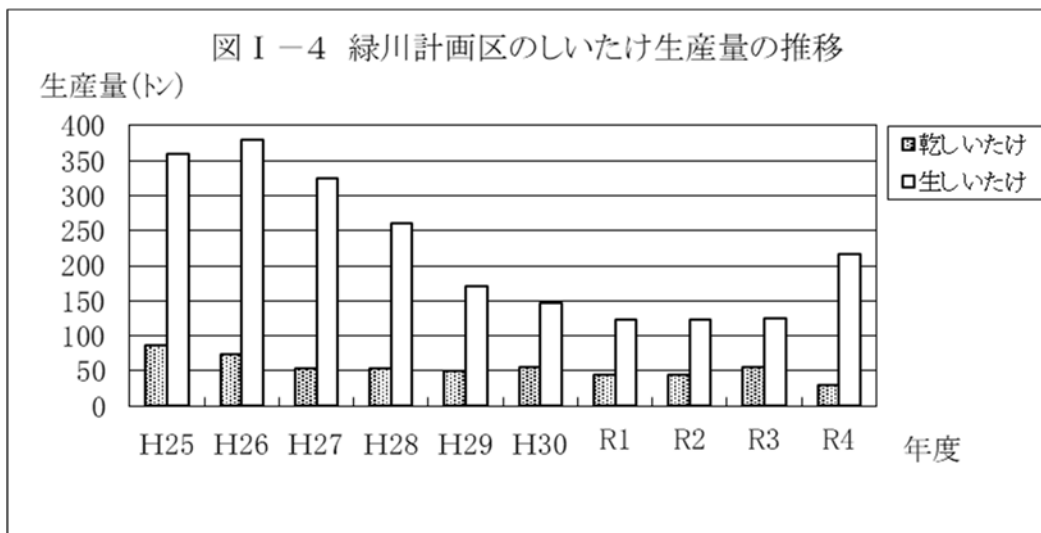
さらに、高次加工施設として、プレカット工場が1施設となっている。

### (イ) 特用林産物

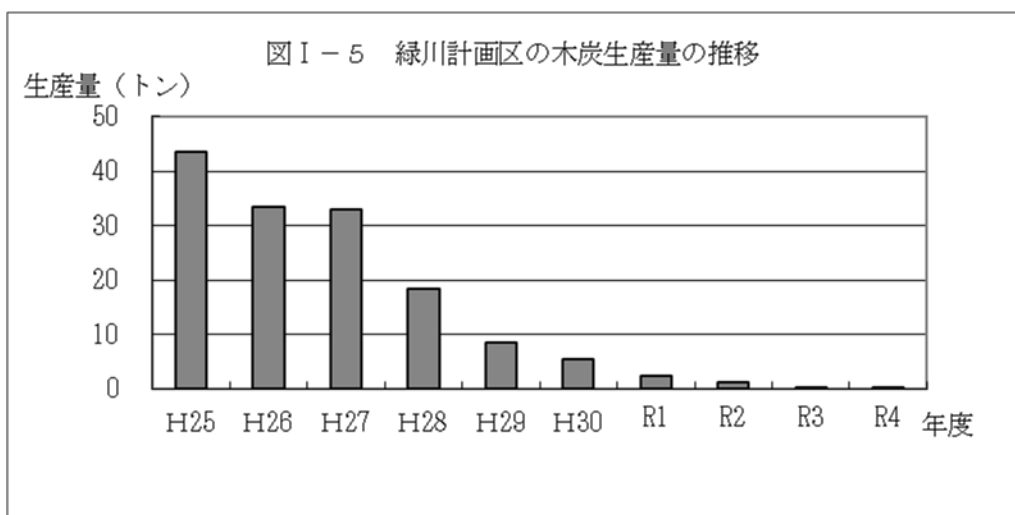
本計画区におけるしいたけの生産量を見ると、図I-4に示すとおり乾しいたけはほぼ横ばい傾向、生しいたけは減少傾向が見られる。令和4年度(2022年度)の生産量は、乾しいたけが30.4トンで県全体の15%、生しいたけが216.8トンで県全体の37%となっている。乾しいたけは、山都町で多く生産されており、生しいたけは、山都町、御船町及び美里町などで生産されている。

木炭は、美里町で生産され、本計画区における令和4年度(2022年度)の生産量は、0.3トンとなっており、図I-5に示すとおり近年の生産量は減少傾向にある。





資料：熊本県林業振興課



資料：熊本県林業振興課

## 2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画（計画期間H31.4.1～R11.3.31）における前半5カ年分（H31.4.1～R6.3.31）の実行結果及びその評価は次のとおりである。

表 I - 8 前計画における前半5カ年分の実行結果

項目	計画	実行	実行歩合
伐採立木材積	1,455 千m <sup>3</sup>	674 千m <sup>3</sup>	46%
主伐	715 千m <sup>3</sup>	370 千m <sup>3</sup>	52%
間伐	740 千m <sup>3</sup>	304 千m <sup>3</sup>	41%
間伐面積	8,215 ha	3,618 ha	44%
造林面積	1,819 ha	721 ha	40%
人工造林	1,441 ha	351 ha	24%
天然更新	378 ha	370 ha	98%
林道等の開設(※)	22,073 m	4,111 m	19%
保安林面積(期末)	6,549 ha	6,359 ha	97%
治山事業施行地区	143 地区	91 地区	64%

(※) 林道及び林業専用道の合計延長

### ① 主伐立木材積について

主伐については、表 I - 8 のとおり主伐立木材積は370千m<sup>3</sup>（実行率52%）となった。

主伐の実行率が計画を下回ったのは、木材価格について、ウッドショックによる一時的な高騰があったものの長期的には下落傾向にあることや主伐後の再造林経費が高いこと等から、森林所有者等が林業経営に関心を持っていないこと等が要因と考えられる。

人工林が本格的な利用期を迎えた今、「伐って、使って、植えて、育てる」といった森林資源の循環利用を確立させながら、多様で健全な森林の整備及び保全の推進、効率的かつ安定的な林業経営に向けた施策を推進していく必要がある。

### ② 間伐立木材積及び間伐面積について

間伐については、表 I - 8 のとおり間伐面積は3,618ha（実行率44%）であり、間伐立木材積は304千m<sup>3</sup>（実行率41%）となった。

間伐の実行率が計画を下回ったのは、木材価格が低く、伐採・搬出・運搬の経費に見合わないことや、主伐の増加に伴う従事者不足の影響等が要因と考えられる。森林の所有形態が、零細でかつ分散的な状況にある中、個々の所有者の森林を面的にとりまとめ、一定のまとまりを持って施業を行うことにより、施業の効率化及び低コスト化を図る取組（施業の集約化）を更に推進していく必要がある。

③ 造林面積について

人工造林と天然更新の面積は、表 I - 8 のとおり721ha（実行率40%）となった。

造林の実行率が計画を下回ったのは、主伐の実行率が低位だったことが主な要因である。

加えて、再造林や下刈りなどの作業は機械化が困難で人力に頼らざるを得ない中、これを担う育林従事者の人員が不足していること、また、長期的な林業の収益性の低迷等も要因と考えられる。再造林の確保に向けて、育林従事者の育成や長期にわたり持続的な林業経営を担う者に経営委託を進めるとともに、一貫作業システムの導入、コンテナ苗の活用及び低密度植栽等による省力化や低コスト化を進めていく必要がある。

④ 林道等の開設延長について

林道及び林業専用道は、表 I - 8 のとおり延長4,111m（実行率19%）が開設され、林道の既設延長は245kmとなった。

路網の整備においては、地形に沿った線形を計画することにより開設費用を抑え、使いやすい道づくりを行いながら開設延長を延ばす必要がある。また、基幹となる林道と林業専用道及び作業道を効果的に組み合わせ、地域の資源状況や作業システムに応じた整備が必要である。

近年、林道はその役割が見直され、頻発する自然災害時の避難や物資輸送路、電線や水道等インフラ復旧時の通行のための代替路としても期待されていることから、費用対効果はもとより、リダンダンシーの確保にも配慮し、地域の状況に応じた優先順位により整備を進めることが重要である。

⑤ 保安林指定面積について

保安林面積は、計画の6,549haに対し6,359ha（実行率97%）となり、若干計画を下回った指定面積となった。

今後も、土砂流出抑止や水源涵養等の森林の公益的機能の更なる発揮に期待が高まっていることを踏まえ、地域ごとに森林に求められる役割を勘案し指定を進めていく必要がある。

⑥ 治山事業実施地区について

治山事業の実施地区数は、計画の143地区に対し91地区（実行率64%）となった。

本計画区の7割が火山灰土等の特殊土壌地帯であり、また急峻な地形が多いという現状を踏まえ、平成28年度熊本地震や集中豪雨などにより発生した山地災害の復旧、予防対策や水源地域における森林再生対策などに今後とも優先順位を定めながら計画的に取り組む必要がある。

### 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

#### (1) 森林に対する要請

2015年に、京都議定書の後継となる「パリ協定」が採択（2016年発効）され、2020年以降の気候変動対策の新たな法的枠組みが定められたことにより、二酸化炭素の吸収源として機能する森林の役割、再生産可能で資源循環型社会の構築に貢献する木材の利用が大いに注目されている。

また、平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて令和12年（2030年）までの国際社会共通の目標として「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標（SDGs）への関心が社会全体で高まっている。森林は、SDGsの目標15の中に「持続可能な森林の経営」と掲げられているほか、様々な目標に関連しており、森林分野においても様々な取組が広がっている。

さらに、SDGsの目標13では「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」となっている。国では、令和2年（2020年）10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すことが宣言された。国に先駆けて本県においても、令和元年（2019年）12月に「2050年県内CO<sub>2</sub>排出実質ゼロ」を目指すことを宣言しており、大気中の温室効果ガスを吸収する吸収源として森林は大きな役割を担っている。

一方、令和2年7月豪雨等の災害の発生により流域全体で治水対策を講じる、いわゆる「流域治水」対策に森林の整備が求められるなど、森林に対する県民の期待は、木材等林産物の供給や県土の保全をはじめ、水源の涵養、保健休養の場の提供、自然環境の保全及び形成等、多様化かつ高度化している。このような中、森林の持つ水源の涵養、洪水調節、土砂流出や土砂崩壊を防止する機能を最大限に発揮させるため、経済活動としての林業と国土保全の両立ができるよう、「林地保全に配慮した林業のガイドライン」（令和4年4月 熊本県森林整備課策定。以下「ガイドライン」という。）を策定し、市町村や林業事業体等への周知を図っている。

加えて、未だ多くの国民を悩ませ続けている花粉症の解決に向けた対策を加速させる必要がある。

なお、本県では、森林の持つ水源の涵養、山地災害の防止などの公益的機能の維持増進を図るため、平成17年（2005年）4月から「熊本県水とみどりの森づくり税」を導入し、第4期となる令和2年度（2020年度）からは「県民の安全安心を守り、次世代につなぐ森づくり」、「県民全体で森に触れ、親しみ、支え、森の恵みを活かす意識づくり」を2本柱に取組を実施している。

#### (2) 計画区の民有林の現状

本計画区の民有林においては、これまでの積極的な林種転換によって造成された人工林が31,949ha（人工林率：58.5%）に達している。また、森林資源の成熟度は、人工林を中心に着実に高まってきており、森林の造成から森林資源の質的な充実段階を経て収穫すべき段階を迎えている。

しかし、林業担い手の減少、高齢化及び木材価格の低迷による森林所有者の林業経営意欲の減退等により、保育・間伐等の適正な施業及び管理が行われない森林や、伐採後に植栽が行われない森林の増加が懸念される状況にある。

さらに、竹林が放置されることによる人工林等への侵入及びニホンジカによる植栽木（苗木）の食害や成木の剥皮被害、食害による下層植生の消失が発生している状況である。

### （３）森林の整備及び保全の推進方向

（１）のような県民の期待にこたえ、森林の有する公益的機能の持続的な発揮を確保しながら木材の循環利用を確保していくためには、生態系としての森林という認識のもと、持続可能な森林経営の一層の推進に努めることが重要な課題となっている。

また、「ガイドライン」に基づく施業も併せて促進していく必要がある。

このため、本計画においては（２）の現状を踏まえ、次の事項を推進することとする。

- ア 多様な公益的機能の発揮に対する県民の要請や木材需要に対応するための適切なゾーニングによる、長伐期施業や複層林施業の実施、天然生林的確な保全・管理
- イ 木材資源の効率的な循環利用を重視した適切な保育・間伐の実施や花粉発生源対策を加速するための利用期に達した人工林の積極的な主伐と伐採跡地への確実な造林
- ウ 森林の効率的な整備及び保全や山村地域の振興に資する基盤としての路網の計画的な整備
- エ 森林所有者や林業関係者に対する、「ガイドライン」に沿った森林施業や皆伐跡地への再造林、壊れにくい道づくり等の周知徹底
- オ 土砂流出抑止や下層植生の侵入を図るための、間伐と合わせた柵工、筋工の施工
- カ 奥山への広葉樹の導入など多様で健全な災害に強い森づくりの推進
- キ 森林・林業・木材産業関係者等が連携することによる、森林計画区の特性に応じた木材の安定供給、加工及び流通体制の整備
- ク 保安林制度の適切な運用、山地災害の防止対策や森林病虫害及び獣害の防止対策等の推進による森林の的確な保全
- ケ 森林浴や環境教育等の場、ボランティアなどが森林づくりに参加できるフ

ィールド及び都市と山村の交流の場としての森林等、様々な利用ができる多様な森林の整備

コ 豊かな森林資源や森林空間を活用し、健康需要などに対応する新たなビジネスを創出する「森林サービス産業」の推進

#### (4) 基本的な考え方

ア この計画においては、(3)に掲げる推進方向に沿って、全国森林計画に即し、令和5年度(2023年度)に策定した「熊本県森林・林業・木材産業基本計画」における理念や基本施策との整合を図ることとし、地域の特性を踏まえて森林の整備と保全に関する事項について定める。

イ (3)に掲げる森林の整備及び保全の推進に当たっては、森林が多様な生物の生育・生息地であり、生物多様性の保全に寄与していることに十分配慮することとする。

ウ IIの計画事項に掲げる項目ごとの基本的な考え方は、次のとおりとする。

##### ① 計画の対象とする森林の区域

森林法第2条に規定する民有林のうち、自然的、社会的、経済的条件及びその周辺の地域における土地利用の動向からみて、森林として利用することが相当な森林を対象とする。

##### ② 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の有する機能を、「水源涵養」、「山地災害防止／土壤保全」、「快適環境形成」、「保健・レクリエーション」、「文化」、「生物多様性保全」、「木材等生産」の7つの機能に包括区分するとともに、それぞれの森林が特に発揮することが期待されている機能に応じて、目標とする森林の姿を定める。

また、その目標とする森林の姿に誘導するための森林整備及び保全の基本方針を定めるとともに、その方針を考慮のうえ、計画期間内において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等を定める。

##### ③ 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)

市町村森林整備計画において定める「立木の伐採(主伐)の標準的な方法」及び「立木の標準伐期齢」等に関し、その計画に当たっての指針となる事項を定める。

伐採立木材積については、伐採の動向、地域の特性及び政策的な目標等を考慮して計画する。

特に、公益的機能の確保に配慮しつつ木材資源の持続的利用の推進を図ることが必要なことから、成熟しつつある人工林の計画的な伐採を見込むとともに、育成複層林の導入、拡大造林の縮小等を考慮のうえ伐採立

木材積を計画する。

④ 造林に関する事項

市町村森林整備計画において定める「人工造林及び天然更新の対象樹種」、「植栽本数その他造林の標準的な方法」、「伐採跡地の更新すべき期間」及び「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在」等に関し、その計画に当たっての指針となる事項を定める。

伐採跡地においては、自然条件等に適合した人工造林又は天然更新により速やかに森林の造成を図ることとし、主として③で計画した主伐材積に見合う造林面積を計画する。このうち人工造林については、再造林、未立木地等への造林及び育成複層林の樹下植栽の面積を見込み、天然更新については、ぼう芽更新や天然下種更新、人工林内において天然木の育成を図る面積等を見込んで計画する。

育成複層林（樹下植栽又は天然下種更新によるもののほか、保育・間伐により複層林へ誘導するものを含む。）の導入計画については、「水とみどりの森づくり税事業（森林機能高度発揮の森林づくり事業）」などにより推進しているが、本計画では、森林資源の状況等を勘案し、計画期間内における目標面積を定める。

⑤ 間伐及び保育に関する事項

市町村森林整備計画において定める「間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法」、「保育の作業種別の標準的な方法」等に関し、その計画に当たっての指針となる事項を定める。

人工林においては、その一部が伐採時期を迎えるなど成熟化しつつあるものの、森林の質的向上と健全性の維持が図られるよう森林の状況に応じて適時適切に行うこととし、施業の動向、地域の特性及び政策的な目標等を考慮して間伐立木材積を計画する。

⑥ 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

市町村森林整備計画において定める「公益的機能別施業森林等の区域」及び「公益的機能別施業森林等の区域における施業の方法」等について、その計画に当たっての基準となる事項を定める。

公益的機能別施業森林とは、②で区分される機能別の森林のうち、「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」及び「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」について定めるもので、地域における森林の整備及び保全の基本方向を示す基礎となるものであることから、その区域の設定に当たっては、地域の合意形成等を十分に図ったうえで設定するものとする。

また、上記のほか「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」についても設定することとするが、その施業方法等の基準については、関連する計画事項において定める。

なお、林道等路網の開設に当たっては、生態系への配慮及び自然環境

の保全に関する事項を定める。

⑦ 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

林道等路網は、効率的な森林施業及び森林の適正な管理経営を行ううえで必要不可欠な施設であるとともに、山村の生活基盤の整備や地域の活性化を図るうえでも重要な役割を担っていることから、本計画においても林道等路網の整備を推進することとし、別に定める民有林林道整備計画の令和7年度（2025年度）末の目標延長（本計画区：7km、県全体：54km）、地域における森林の整備及び保全の面積及び林内路網の整備状況等を基準として計画する。

また、開設する林道等路網の路線配置及び規格・構造等や効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方を定め、森林の整備及び保全の目標を実現するために必要な林道等の整備を行う。

⑧ 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化に当たっては、関係者の合意形成及び民有林と国有林の密接な連携を図りつつ総合的に取り組む必要があることから、「熊本県森林・林業・木材産業基本計画」に即して、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施・森林施業の共同化の促進、林業担い手の育成及び確保、林業機械の導入の促進、森林作業道等の整備、林産物の利用促進のための施設の整備等を推進することとし、その取り組みの方向性を定める。

⑨ 森林の土地の保全に関する事項

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林を、地形、地質、土壌、気象その他の条件を総合的に考慮して定めるとともに、森林施業の実施や土地の形質の変更に当たって留意すべき事項を示す。

⑩ 保安施設に関する事項

保安林として管理すべき森林の種類別面積等は、全国森林計画の計画等を勘案しつつ当計画の始期における保安林面積に計画期間内において新たに保安林の指定を計画している森林面積及び保安林の解除を相当とする森林面積を加減し、当計画の期末における保安林の種類別の目標面積等を定める。

また、実施すべき治山事業の数量は、自然災害発生箇所や山地災害危険地区での事業を優先的に実施するなど、事業の重要性及び緊急度等を勘案し、尾根や沢などの地形等により区分される森林の区域を単位として定める。

特定保安林（指定の目的に即して機能していないと認められる保安林のうち、全国森林計画に定める要件のすべてを満たすもの）として指定された保安林のうち、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する



必要があると認められる森林を要整備森林とし、森林の現況等に応じて必要な施業の方法及び時期を定める。

⑪ 鳥獣害の防止に関する事項

市町村森林整備計画において定める「鳥獣害の防止に関する事項」について、ニホンジカによる被害の防止措置を講じるべき区域設定の基準及びニホンジカによる森林被害を防止する方法に関する方針を定める。

⑫ 森林病虫害の駆除及びその他の森林の保護に関する事項

市町村森林整備計画において定める「森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項」について、その計画に当たっての基準となる森林病虫害等被害対策及び鳥獣害対策（⑪に掲げる事項を除く）の方針並びに林野火災に係る森林の保護及び管理の方針等を定める。

また、「森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項」について、林野火災の予防の方針を定める。

⑬ 保健機能森林の整備に関する事項

市町村森林整備計画において定める「保健機能森林の区域」、「保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法」及び「保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備」等について、その計画に当たっての基準となる事項を定める。

保健機能森林は、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる森林について指定するものとする。

⑭ その他必要な事項

法令により施業について制限を受けている森林について、その所在、面積及び施業方法を定める。

## Ⅱ 計 画 事 項



## Ⅱ 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する民有林の区域とし、その市町別の面積は、表Ⅱ－1のとおりである。

表Ⅱ－1 市町別の地域森林計画対象民有林面積

市 町	面 積 (ha)
総 数	54,570.62
宇 土 市	2,431.86
宇 城 市	5,619.57
美 里 町	8,501.51
宇城地域計	16,552.94
御 船 町	5,156.98
益 城 町	1,738.02
甲 佐 町	2,557.17
山 都 町	28,565.51
上益城地域計	38,017.68

注) 1 本計画の対象森林は、次に掲げる事項の対象となる。

(1) 森林法第10条の2第1項に基づく林地の開発行為の許可（保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。※1）

※1 保安林及び保安施設地区の区域内の森林にあつては森林法第34条、第34条の2及び第34条の3の規定、海岸保全区域内の森林にあつては海岸法第7条、第8条及び第8条の2の規定が適用される。

(2) 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出

(3) 森林法第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）

2 森林計画図は、熊本県農林水産部森林局森林整備課、熊本県県央広域本部宇城地域振興局農林部林務課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局農林部林務課において縦覧に供する。（地域振興局は、所管区域のみ）

## 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### (1) 森林の整備及び保全の目標

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林資源の状況、自然的・経済的条件、社会的要請及び地域の特性を総合的に勘案し、併存する機能の発揮に配慮しつつ、それぞれの森林の有する機能ごとに、その「機能発揮の上から望ましい森林資源の姿」を表Ⅱ－2のとおり定める。

なお、本格的な利用期を迎えた人工林の主伐・再造林の増加が見込まれること等を踏まえ、花粉発生源となる、スギ人工林等の伐採を進めるとともに、花粉の少ないスギ苗木の生産や植栽、広葉樹の導入による針広混交の育成複層林等への誘導等により、花粉の少ない多様で健全な森林への転換等を促進していく。

表Ⅱ－2 機能発揮の上から望ましい森林資源の姿

森林の有する機能	機能発揮の上から望ましい森林資源の姿
水源涵養機能 <sup>かん</sup>	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息している溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

## (2) 森林整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、発揮を期待する機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持増進を推進することとする。

森林の有する多面的機能を将来にわたって保持していくためには、樹木の生育が長期間を要するなどの特性を有していることを踏まえ、長期的な視点で森林の状態の変化を的確に把握するとともに、森林の持つ多様な生態的特性等を考慮した適正な整備及び保全を図ることが重要である。

このため、(1)に定める森林の有する機能の区分に従い、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿に誘導するよう「ガイドライン」を踏まえつつ、適正かつ計画的な森林の施業及び保全管理を推進することとする。

具体的には、森林の有する各機能を高度に発揮させるための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害や森林病虫獣害の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとする。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性、花粉発生源対策の推進の必要性等にも配慮する。

さらに、これらの取組を効率的に推進するために森林の状況を適確に把握するため森林クラウドシステムの効果的な活用を図る。

また、林道等路網は、森林の適正な経営管理や効率的な森林施業の実施に不可欠な施設であり、農山村地域の振興にも資するため、計画的に整備することとする。

なお、発揮を期待する機能に応じ、以下のとおり森林整備及び保全の基本方針を示す。

### (ア) 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

#### (イ) 山地災害防止機能／土壤保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・土砂の崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

#### (ウ) 快適環境形成機能

県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

#### (エ) 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

#### (オ) 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

(カ) 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

(キ) 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、表Ⅱ－３のとおり定める。

表Ⅱ－３ 単位 面積：ha

区 分		計画期首	計画期末
面 積	育 成 単 層 林	34,520	33,808
	育 成 複 層 林	212	622
	天 然 生 林	19,726	20,028
立木地の森林蓄積(m <sup>3</sup> /ha)		357	379

注) 1 「育成単層林」とは、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為(※1)により成立させ維持される森林をいう。

具体的には、人工林の場合、植栽又は播種により造成された単一の樹冠層を構



成する森林（天然木の割合が25%以下のものを含む。）で、本県のスギ・ヒノキ等の人工林の大部分が該当する。天然林の場合、ぼう芽更新等と人為の組み合わせにより造成された単一の樹冠層を構成する森林で、本県のクスギぼう芽林の大部分が該当する。

- 2 「育成複層林」とは、森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において、林齢や樹種の違いから複数の樹冠層（※2）を構成する森林として人為により成立させ維持される森林をいう。

具体的には、人工林の場合、上層木の択伐（※3）等及び樹下植栽により造成された複数の樹冠層を構成する森林（樹下植栽によらないもので、天然木の割合が25%を超えるものを含む。）、天然林の場合、上層木の択伐等及び天然下種更新等により造成された複数の樹冠層を構成する森林をいう。

- 3 「天然生林」は、主として自然に散布された種子などにより成立し、維持される森林をいう。

具体的には、天然林のうち育成単層林及び育成複層林以外の森林で、区分上、伐採跡地、未立木地及び竹林を含めている。

- 4 区分ごとの面積の合計は、更新困難地（※4）及び特殊林（※5）を含まないため、本計画の対象森林の総面積とは一致しない。

（※1）「人為」とは、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かき起こし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したものである。

（※2）「複数の樹冠層」とは、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるものである。

（※3）「択伐」とは、森林内の成熟木を数年から数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）することである。

（※4）「更新困難地」とは、岩石地、崩壊地等である。

（※5）「特殊林」とは、モリシマアカシア林、ツバキ林等である。

## 2 その他必要な事項

森林に対する県民の期待は、水源の涵養<sup>かん</sup>、県土の保全及び木材等の生産はもとより、保健休養及び文化的・教育的利用等の身近なものから、資源循環型社会の構築や地球温暖化防止への貢献といった地球規模の生活環境、自然環境の保全に関するものまで多様化し高度化してきている。

一方、林業担い手の減少・高齢化及び木材価格の低迷による森林所有者の林業経営意欲の減退等により、適正な管理が行われない森林が増加し、森林の持つ多面的な機能の低下が危惧される状況にある。

このような中、本県では、「熊本県森林・林業・木材産業基本計画」に基づき、森林・林業・木材産業における課題の解決に向けた具体的な施策の推進に取り組んでいるところである。

本計画の具体的な推進に当たっては、上記の基本計画と連携しつつ取り組むこととする。

### 第3 森林の整備に関する事項

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

##### （市町村森林整備計画において定める事項の指針）

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2の1の「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の伐採立木材積（表Ⅱ-12）を踏まえ、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向等を考慮して、立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）を定めるものとする。

##### （1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、森林所有者等が立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定めるもので、森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを旨として、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材需要動向、森林の構成等を勘案し、次により定めるものとする。

##### ア 立木竹の伐採（主伐）

立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとし、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等にあたっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整第1157号林野庁長官通知）（以下、「伐採・搬出指針」という）や「ガイドライン」を踏まえ実施することとする。その際、土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図り、生物多様性の保全にも配慮しつつ、伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように努めるものとする。

さらに、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理する。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮することとする。なお、自然条件が劣悪な森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新に配慮したものとする。

また、本格的な利用期を迎えた人工林の主伐・再造林の増加が見込まれること等を踏まえ、花粉発生源となる、スギ人工林等の伐採を進めるとともに、花粉の少ないスギ苗木の生産や植栽、広葉樹の導入による針広混交の育成複層林等への誘導等により、花粉の少ない森林への転換を図る。

なお、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維

持、及び溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林問わず所要の保護樹帯を設置することとし、また、野生動物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

人工林の主伐は、樹種ごとの生産目標に対応する径級に達した時期に行うものとし、人工林の生産目標ごとの主伐の時期は表Ⅱ－４を目安として定めるものとする。

#### (ア) 皆伐

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとする。

#### (イ) 択伐

択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

表Ⅱ－４ 生産目標別の主伐の時期の目安

地 域	樹 種	標 準 的 な 施 業 体 系			主伐時期 の 目 安
		生産目標	仕立て方法	期待径級	
緑 川 計 画 区	ス ギ	一 般 材	中仕立	27 cm	40年
		大 径 材	中仕立	36 cm	70年
	ヒノキ	一 般 材	中仕立	22 cm	45年
		大 径 材	中仕立	32 cm	80年

#### (2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、地域における立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるもので、市町の区域に生育する主要樹種ごとに、表Ⅱ－５に示す林齢を基礎として、市町の区域内の標準的な立地条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めるものとする。この場合、施業体系等により平均伐採齢が著しく異なる地域があるときは、当該地域を区分して定めるものとする。

なお、立木の標準伐期齢は、当該林齢に達した時点での立木の伐採を義務付けるためのものではないので留意するものとする。

表Ⅱ－５ 主要樹種ごとの標準的な伐期齢

地 域	主 要 樹 種 別 の 伐 期 齢					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	広葉樹
緑川計画区	40年	45年	35年	35年	10年	15年

(3) その他必要な事項

ア 伐造届出旗の掲示

伐採箇所には、市町村森林整備計画及び森林経営計画に適合した伐採であることを地域住民等に周知するため、市町村が発行する伐造届出旗を掲示し、無秩序な伐採や植林未済地の抑制を図るものとする。

イ 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分の指針制限林、特用林及び自家用林、試験研究の目的に供している森林その他これに準ずる森林以外の森林で、風害及び病虫害等の被害を受けているもの、又は被害を受けやすいものであって、森林の健全性の維持の観点から伐採して更新を図ることが望ましく、かつ、地理的条件からみて伐採が容易であると認められるものとする。

ウ その他

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進する森林においては、持続的かつ安定的な木材等の生産を図るため、木材需要等に応じて計画的な伐採を行うほか、路網の整備及び機械化による効率的な伐採を推進することとする。

2 造林に関する事項

(市町村森林整備計画において定める事項の指針)

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2の1の「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の造林面積(表Ⅱ－14)を踏まえ、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況等を勘案して、造林に関する事項を定めるものとする。

また、花粉症発生源対策の加速化を図るために、花粉の少ない苗木(無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木)の植栽、広葉樹の導入に努める。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

その際、作業の省力化・効率化に留意するとともに、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生息状況等を勘案しつつ、施業と一体

的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備等を必要に応じて行うものとする。

#### ア 人工造林の対象樹種に関する指針

造林樹種は、森林所有者等が造林を行う際の樹種選択の規範として、次により定めるものとする。

(ア) 人工造林の対象樹種を定めるに当たっては、適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向、樹種又は品種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、木材の利用状況等経済的条件や気象、地質、地形、土壌等自然的条件等を考慮し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を選定することが重要である。

人工造林の対象樹種は、既往の実績等からスギ、ヒノキ、クヌギを主体に定めるものとするが、これ以外の樹種について定める場合は、「熊本県における広葉樹造林の手引き」（熊本県発行）等を参考として、地域の自然条件等に適した樹種を選定するものとする。

(イ) 森林所有者等が定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町の林務担当部局が相談対応するものとし、その旨を記載して適切な樹種を選択がなされるよう留意するものとする。

(ウ) マツ林については、松くい虫の被害防除対策を適切に行うとともに、マツ林の造成に当たっては、抵抗性マツの植栽を推進することとする。

(エ) 苗木の選定については、特定苗木等の成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉の少ない苗木を積極的に用いることに努めることとする。

#### イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

人工造林の標準的な方法は、森林所有者等が造林を行う際の方法選択の規範として、次により定めるものとする。

##### (ア) 人工造林の植栽本数

人工造林のうち育成単層林の植栽本数は、次表の本数を標準として定めるものとし、育成複層林における樹下植栽については、地域において定着している複層林施業体系がある場合は、それを踏まえつつ、育成単層林における標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積率）を乗じた本数以上を植栽するよう定めるものとする。

なお、今日の社会的要請を踏まえて、多様な森林の整備を図る観点から、多様な生産目標を想定した幅広い植栽本数を定めるよう留意するものとする。

ただし、森林所有者等が定められた標準的な植栽本数と異なる本数で植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町の林務担当部局が相

談対応するものとし、その旨を記載して適切な植栽がなされるよう留意するものとする。

◎植栽本数の基準

樹 種	植栽本数 (h a 当り)
スギ、ヒノキ、クヌギ、 高木性広葉樹、マツ類、 その他	1, 500本 ~ 3, 000本

注) 高木性広葉樹のうち、センダンについては、熊本県林業研究・研修センター等の公的研究機関による研究成果に基づいて必要な保育施業を行う場合に限り、植栽本数基準の下限を400本/haとすることができる。

(イ) 人工造林の標準的な方法

a 地拵えの方法

林内の雑草木等を刈払い又は伐採し、その伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないよう適宜整理集積を行うこととし、また、当該林分の地形等の条件を考慮のうえ、伐採木及び枝条等が流亡しないよう特に留意することとする。

なお、高性能林業機械による伐採・搬出作業と同時並行して地拵えや植栽を行う伐採と造林の一貫作業システムの導入など、作業工程の効率化に努めるものとする。

b 植付けの方法

通常穴植えとし、矩形植栽又は正三角形植栽等、地利・地形に応じて適切な方法を選定することとする。

また、施業の効率性や植栽時期の自由度が高いコンテナ苗の活用や低密度植栽の導入に努める。

c 植栽の時期

2月上旬から3月中旬までを標準とした春植え又は9月中旬から11月上旬までを標準とした秋植えが一般的であるが、植栽時期の自由度が高いコンテナ苗を使用する場合などには地域の自然的条件等に応じて適切な時期を選定することとする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林資源の積極的な造成を図るとともに、林地の荒廃を防止するため、伐採跡地の人工造林をすべき期間を次のとおり定める。

① 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林の皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年

度の翌年度の初日から起算して2年以内、択伐による伐採に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間内に更新を完了することとする。

② それ以外の森林

基本的に上記①と同様であるが、ぼう芽更新が期待できる場合は、この限りでない。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

なお、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新を選択するものとする。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、マツ、クヌギ、シイ、カシ類を主体に定めることとし、ぼう芽更新が可能なものについては、区分して定めるものとする。この場合、多様な森林の整備を図る観点から、そのような考え方に当てはまる範囲内で、広葉樹や郷土樹種を含め幅広い樹種を定めるよう留意するものとする。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

(ア) 期待成立本数として想定される本数、天然更新すべき立木の本数

期待成立本数は10,000本/ha以上を基準として、気象、立地条件、既存の更新方法等を勘案して定める。

また、天然更新すべき立木の本数は、「熊本県天然更新完了基準」を基準として、期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を更新することとする。

(イ) 天然更新補助作業の標準的な方法

a 地拵えの方法

人工林又は天然林の伐採後、天然下種更新（当該林分内又は隣接地の母樹からの種子落下による天然更新）を行う場合においては、種子の定着に適した環境を整備することを目的として、(1)イの(イ)のaに準じて地拵えを行うこととする。

b 地表かき起こし

天然下種更新を行う場合においては、必要に応じて林床植物を除去するとともに、地表に堆積している落葉落枝をかく乱して表土を露出させ、種子の確実な定着と発芽を促し、天然稚幼樹が良好に生育できる環境を整備することとする。ただし、当該林分の地形等の条件及び地表かき起

こしの必要度合を考慮のうえ、林地の表土が流亡しないよう特に留意することとする。

c 刈出し

天然更新を行った林地のうち、ササ等の被圧により更新が阻害されているものについて、ササ等の状況、更新樹種の特性や稚幼樹等の発生数を考慮のうえ、必要に応じて更新が完了するまでササ等の刈払いを行うこととする。

d 不用ぼう芽の除去（芽かき）

ぼう芽更新を行った場合において、生産目標及びぼう芽の生育状況等を考慮のうえ、必要に応じて余分なぼう芽を除去することとする。

e 植込み及び播種

天然更新を行った林地のうち、稚幼樹の発生量が少なく確実な更新が見込まれないものについて、必要に応じて苗木の植栽又は播種を行うこととする。

(ウ) 天然更新の完了確認

天然更新により更新を行う場合は、伐採の一定期間の後に「熊本県天然更新完了基準」を基準として、市町の区域内の気候、地形、土壌等の自然的条件及び林業技術体系等を勘案して定めた基準により更新状況を確認するものとする。

なお、更新が完了していないと判断されるものについては、更新補助作業又は人工造林を行い、確実な更新を図るものとする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林資源の積極的な造成を図るとともに、林地の荒廃を防止するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間内に更新を完了することとする。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

天然更新が期待できない森林については、その森林を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として、市町村森林整備計画において基準を定め、原則、小班ごとに設定するものとする。

なお、天然更新が期待できない森林とは、面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できないものをいう。

さらに、山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼす恐れがあり、早期に森林の公益的機能の維持増進を図るために確実な更新を必要とするものについても、当区域に設定することを検討するものとする。

(4) その他必要な事項



- ア 育成複層林の導入計画面積  
 育成複層林の導入計画面積については、表Ⅱ－6のとおり計画する。

表Ⅱ－6 育成複層林の導入計画面積

区 分	面 積 (ha)	備 考
総 数	225	

注) 育成複層林の導入とは、人為により複数の樹冠層を構成する森林として成立させる施業（下層木の植栽、更新補助作業）を初めて行うことである。

イ 植栽未済地対策

人工林の伐採（皆伐）後に植栽が行われず、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年を超えて放置されている森林のうち、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林については、森林資源の積極的な造成及び林地の荒廃防止等の観点から、早期に植栽による確実な更新を行うこととする。

また、そのような森林の発生を未然に防止するため、森林所有者等に対し、森林計画制度について周知し、伐採後の更新を確実なものとするよう努めるものとする。

ウ 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林における造林

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、持続的かつ安定的な木材等の生産を図るため、自然条件や経営目的を考慮のうえ、多様な木材需要に応じた造林を行うこととする。

### 3 間伐及び保育に関する事項

#### （市町村森林整備計画において定める事項の指針）

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2の1の「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の間伐立木材積（表Ⅱ－12）を踏まえ、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、既往の間伐及び保育の実施状況等を勘案して、間伐及び保育に関する事項を定めるものとする。

#### （1）間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、林木の生育の促進及び利用価値の向上並びに林分の健全化を図るため、森林所有者等が間伐を行う際の規範として定めるもので、表Ⅱ－7に示す内容を基礎とし、主要樹種及び施業体系等の別に定めるものとする。

なお、間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めるものとする。

表Ⅱ－7 樹種別施業体系別の標準的な間伐実施林齢

樹種	植栽本数 (本)	施業体系	間伐時期 (林齢)						備考
			1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	
スギ	1,500～ 2,000	一般材	△	28～34					
		大径材	△	28～35	39～52	58			
	3,000	一般材	14	23	31				
		大径材	14	23	31	45	57		
ヒノキ	1,500～ 2,000	一般材	△	34～39					
		大径材	△	34～40	42～55	61	72		
	3,000	一般材	14	25	31				
		大径材	14	25	31	40	55	65	

注) 1 1回目の欄は、除伐（植栽木以外の樹種の伐採。この場合、スギ、ヒノキ以外の樹種の伐採）を兼ねた初回間伐の林齢である。（△については、必要に応じ除・間伐を行うこと。）

2 保安林にあつては、保安林の指定施業要件として定められた間伐率の範囲内で行うこと。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の標準的な方法は、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、森林所有者等が森林の保育作業を行う際の規範として定めるもので、表Ⅱ－8に示す内容を基礎とし、既往の保育の方法を考慮して、保育の時期、回数、作業方法、その他必要な事項を定めるものとする。

その際、作業の省力化・効率化に留意するとともに、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生息状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備等を必要に応じて行うものとする。

表Ⅱ－8 保育の種類別の標準的な実施時期

保育の種類	樹種	実施時期 (林齢)														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈り	スギ ヒノキ	←-----→														
つる切り		←-----→														
除伐		←-----→														

注) 特定苗木等の活用により、植栽木が健全に生育し、下刈りの必要性が無くなった場合においては、作業の省力化・効率化のため、実施期間の短縮に努めるものとする。

(3) その他必要な事項

#### ア 間伐率

過密な森林の間伐に当たっては、風害等による立木被害の防止及び林地の保全等を考慮のうえ、急激な疎開を避け、徐々に適正な林分密度に誘導することとする。

#### イ 育成複層林における受光伐

育成複層林においては、下層木の健全な生育に必要な林内照度を確保するため、当該林分の生産目標、対象木の種類・形状・枝張りの状態等を考慮のうえ、下層木の生育状況に応じて上層木の抜き伐り又は枝払いを行うこととする。

#### ウ 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進する森林における間伐及び保育

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林における間伐及び保育の実施に当たっては、効率的な森林施業の実施を基本として、対象森林の集約化を図り、森林施業の集約化及び共同化を推進することとする。

特に、持続的かつ安定的な木材等の生産を図るため、木材需要等に応じて積極的に利用間伐を推進するほか、地域の技術体系に応じ、路網の整備及び機械化による効率的な列状間伐をはじめとした間伐を推進することとする。

#### エ その他

竹類の侵入により植栽木等の生育が妨げられている育成単層林及び育成複層林については、継続的な竹類の除去を行うこととする。

### 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

#### (市町村森林整備計画において定める事項の指針)

公益的機能別施業森林とは、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の公益的機能の高度発揮が求められており、森林の樹種構成、林道等路網の整備状況、住民の意向等地域の実情等からみて、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林のことである。

公益的機能別施業森林には、下記の(1)の(ア)水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、同(イ)土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林が該当し、公益的機能別施業森林等の「等」については(2)木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林が該当することとなる。

公益的機能別施業森林等の区域における施業については、それぞれの区分ごとにその整備目標に応じた施業の方法を定め、たうえで推進していくこととする。

なお、公益的機能別施業森林等の区域及びその整備に関する事項等は、市町

村森林整備計画において定めるものとする。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準に関する指針

公益的機能別施業森林の区域の設定に当たっては、保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の機能の評価区分、森林の立地条件、林道等の整備の状況、既往の施業体系、森林の有する諸機能に対する地域の要請等を考慮のうえ、次の事項を指針として、地域の合意形成等を十分に図ったうえで設定するものとする。

また、区域の設定は、林班又は小班を単位として定めることとするが、その配置については、目的とする森林の機能の発揮及び一体的な森林整備の推進を図るうえで必要なまとまりを持たせるものとする。

この際、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとする。

(ア) 水源の<sup>かん</sup>涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

水源<sup>かん</sup>養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水池、溪流等の周辺の森林、並びに水源<sup>かん</sup>涵養機能の評価区分の高い森林など水源の<sup>かん</sup>涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

次の①～③の森林など、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について定める。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図る森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防火保安林や、県民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林等

③ 保健文化機能の維持増進を図る森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡

名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの県民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等

## イ 森林施業の方法に関する指針

### (ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

当該森林のうち、伐期の間隔の拡大とともに、下記のいずれかに該当する森林については、皆伐の伐採面積の規模を縮小することとする。

- a 地形について、標高の高い地域、傾斜が急峻な地域、谷密度の大きい地域、起伏量の大きい地域、溪床又は河床勾配の急な地域、掌状型集水区域の森林
- b 気候について、年平均又は季節的降水量の多い地域、短期間に強い雨の降る頻度が高い地域の森林
- c 大面積の伐採が行われがちな地域の森林

### (イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

下記①～③に該当する森林のうち、特にこれらの公益的機能の発揮を図る森林については択伐による複層林施業を推進し、それ以外の森林については小面積皆伐による複層林施業を推進することとする。

また、適切な伐採区域の形状・配置等により、伐採後の林分においても機能の確保ができる場合には、長伐期施業を行った上で皆伐することも可能であるが、皆伐については伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を推進することとする。

#### ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図る森林

- a 地形について、傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点を持っている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分を持っている森林
- b 地質について、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破砕帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所の森林
- c 土壌等について、火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地れきから成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所の森林

#### ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林

- a 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林
- b 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林
- c 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等

③ 保健文化機能の維持増進を図る森林

- a 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林
- b 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの
- c ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林
- d 希少な生物の保護のため必要な森林（択伐に限る。）

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、将来にわたって木材生産が行われ、林業経営を持続的に行うことが期待される区域である。そのため、区域の設定に当たっては、林木の生育に適した森林や林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、森林の機能の評価区分にて木材生産機能の評価区分が高い森林等の自然的条件から一体的に森林施業を行うことが適当と認められる森林について、地域の合意形成を十分に図ったうえで設定するものとする。

また、森林経営管理制度の運用に際し、林業経営に適した森林と扱われる森林については、この区域内の森林であることが望ましい。

なお、区域の設定は、林班又は小班を単位として定めることとするが、その配置については、目的とする森林の機能の発揮及び一体的な森林整備の推進を図るうえで必要なまとまりを持たせるものとする。

さらに、この区域のうち林地生産力の高い森林や傾斜が緩やかで地質が安定している森林、林道からの距離が近い森林等、これらを満たす自然的・社会的条件が有利な箇所については、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な施業が可能な森林の区域とする。

具体的には、人工林が過半を占める林班のうち、木材等生産機能が「高」の森林が過半かつ、林班の傾斜区分の平均が緩・中かつ、傾斜区分に応じた路網密度が確保されている森林を区域として、地域の実情を勘案のうえ設定する。

この際、区域内において(1)の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように区域を定めること。

イ 森林施業の方法に関する指針

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林の公益的機能の発揮や森林資源の保続

に配慮しつつ、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととする。

なお、人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、表Ⅱ－４を目安として定めるものとする。

### (3) その他必要な事項

〔該当無し〕

## 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

### (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとする。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進するものとする。

また、林道の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進するものとする。特に、林道の開設に当たっては、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な設置、排水施設の適切な設置等を推進するものとする。また、既設林道の改築・改良に当たっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図るものとする。

なお、基幹路網の現状は第6の4のとおりである。

### (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的考え方

林道、林業専用道や森林作業道など車両や林業機械が走行する路網における効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準については、表Ⅱ－9を基礎として定めるものとする。

地形、経営形態等、地域の特性に応じた指向すべき作業システムの考え方は表Ⅱ－10を参考に定めるものとする。

表Ⅱ－9 地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準

(単位：m/ha)

区 分	作業システム	路網密度	
		基幹路網	
緩傾斜地(0～15°)	車両系	110 ～ 250	30 ～ 40
中傾斜地(15～30°)	車両系	85 ～ 200	23 ～ 34
	架線系	25 ～ 75	
急傾斜地(30～35°)	車両系	60 (50) ～ 150	16 ～ 26
	架線系	20 (15) ～ 50	
急峻地(35°～)	架線系	5 ～ 15	5 ～ 15

注) 「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

表Ⅱ-10 作業システムの例

区分	作業システム	最大到達距離(m)		作業システムの例			
		基幹路網から	細部路網から	伐採	木寄せ・集材	枝払い・玉切り	運搬
緩傾斜地 (0～15°)	車両系	150 ～200	30 ～75	ハーベスタ	グラップル	プロセッサ	フォワーダ トラック
中傾斜地 (15～30°)	車両系	200 ～300	40 ～100	ハーベスタ チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		100 ～300	チェーンソー	スイングヤーダ	プロセッサ	フォワーダ トラック
急傾斜地 (30～35°)	車両系	300 ～500	50 ～125	チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		150 ～500	チェーンソー	スイングヤーダ タワーヤーダ	プロセッサ	フォワーダ トラック
急峻地 (35°～)	架線系	500 ～1500	500 ～1500	チェーンソー	タワーヤーダ	プロセッサ	トラック

注) 1 この表は、現在採用されている代表的な作業システムを、使用されている林業機械により、傾斜及び路網密度と関連づけたものであり、林業機械の進歩・発展や社会経済的条件に応じて調整されるものである。

2 基幹路網：林道（林業専用道含む）

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的考え方

基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域として定める「路網整備等推進区域」の設定に当たっては、林班ごとの地形・地質、森林の機能別調査の木材等生産機能、傾斜に応じた路網密度水準から判断し、幹線となる林道の利用区域を考慮して定める。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方



路網の整備に当たっては、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、熊本県林業専用道作設指針、熊本県森林作業道作設指針に則り開設することとする。

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出については、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、伐採・搬出指針を踏まえた搬出方法とする。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法〔該当なし〕

(6) その他必要な事項

公道と連絡し森林と山村及び都市を結ぶなど、路網整備の骨格となる林道については、移動時間の短縮や一般車両の通行に見合った規格・構造となるよう配慮する。

また、育成単層林及び育成複層林の対象地にあつては、林道と継続的な使用に供する森林作業道の適切な組み合わせによる林内路網としての整備を推進する。

なお、道路整備の効果や効率性等を勘案し、総合的な視点での道路ネットワークの形成を図るため、各種道路管理者との連携・調整を行うほか、整備に当たっては、地域の生態系への配慮及び自然環境の保全に留意するものとする。

特に近年、林道はその役割が見直され、頻発する自然災害時の避難や物資輸送路、電線や水道等のインフラ復旧時の通行のための代替路としても期待されていることから、費用対効果はもとより、リダンダンシーの確保にも配慮し、地域の状況に応じた優先順位により整備を進めることが重要である。

**6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項**

森林施業の合理化については、計画区内の県、市町、森林管理署、森林組合等の林業事業体及び木材加工・流通事業体等で構成する関係者の合意形成及び民有林と国有林の連携を図りつつ、委託を受けて行う森林の施業・経営の実施、森林施業の共同化、林業担い手の育成、林業機械化の推進、県産材の加工・流通体制の整備及び木材等の生産、加工・流通における条件整備等を計画的かつ総合的に推進する。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

ア 森林施業の共同化に関する地域の合意形成の促進等

本計画区の民有林においては、小規模・分散型の所有形態が多く、林業の採算性悪化の一要因となっている。これらの森林について、伐採や造林等の森林施業の実行を確保するためには、森林の集約化や森林施業の共同化を促

進し、林業生産性の向上を図ることが重要である。

このため、小流域単位で森林の集約化が可能な地域を中心に、市町、森林組合等による普及啓発活動を通じて、森林施業の共同実施や森林作業道等の開設及び維持管理に係る森林所有者間の合意形成に努めるとともに、森林経営計画の作成を推進し、森林施業の計画的かつ効率的な実行を確保する。

#### イ 森林の経営に係る受委託の促進による森林の経営規模の拡大

本計画区の民有林においては、不在村森林所有者の経営放棄や所有森林を管理・経営する意欲が減退している森林所有者が増加しており、これらの所有森林については、適時適切な森林施業の実行確保が困難な状況となっている。

このため、不在村森林所有者等に対しては、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び公開並びに助言、あっせんなどを推進し、意欲のある森林所有者、森林組合、林業事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を促進する。

さらに、森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については、市町が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進する。

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図る。

#### ウ 森林施業共同化の推進体制の強化

上記の森林施業の共同化や集約化を促進するため、県、市町及び森林組合等関係機関の連携による森林所有者等への指導・支援体制を強化する。

また、森林組合等林業事業者に所属し、小規模な森林所有者に対し森林施業の内容、経費、木材の販売収支等を明示したうえで森林施業を提案する「森林施業プランナー」の養成対策を推進する。

### (2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

令和元年度（2019年度）から開始された森林経営管理制度においては、森林所有者に対して適切な森林の経営管理への責務を明確化したうえで、森林所有者が森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は林業経営者に再委託し、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施することとなっている。

このため、市町村において森林所有者等に対して経営管理に関する意向調査を進めるとともに、経営管理権集積計画の策定を進める等、当該制度を活用することを通じて森林の適切な管理を図るとともに、森林施業を効率

的に実施する。

また、不在村森林所有者や森林を手放したい森林所有者が増加していることから、所有権の移転や森林の共有による集約化により本制度の活用の加速化を図る。

### (3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

#### ア 林業事業体の育成強化

森林組合は、森林の保育管理から木材の生産までの幅広い森林施業を実施する地域の中核的事業体として位置づけられている。その経営基盤を強化するため、本県では、広域合併推進基本計画に基づき、森林組合の広域合併を推進してきたところであり、本計画区内においては、平成12年(2000年)に宇城地域及び上益城地域を包括する緑川森林組合が発足している。

引き続き森林組合に対する指導・支援を強化し、経営基盤の強化及び生産基盤の拡充を図る。

また、令和5年(2023年)4月現在で1森林組合及び10の林業事業体が、「林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)」に基づき、雇用管理の改善及び事業の合理化を一体的に図る改善計画の知事認定(以下「認定事業体」という。)を受けている。県と公益財団法人熊本県林業従事者育成基金(熊本県林業労働力支援センター)(以下「育成基金」という。)との連携により経営基盤の強化や雇用環境の整備に必要な支援を行うとともに、その他の林業事業体については知事認定に向けた指導・支援を推進する。

さらに、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を両立する林業経営体へ育成を図る者を「熊本県版育成経営体」として新たに県が選定し、支援する。

#### イ 林業従事者の養成・確保

本計画区の人工林は成熟化が進み、伐採可能な森林が増加しており、資源の循環利用や造林・保育等の適切な森林施業を推進するうえで、その担い手である林業従事者の養成・確保が不可欠である。

なお、本計画区における林業就業者数は、令和2年(2020年)国勢調査によると244人で前回調査(平成27年(2010年):281人)と比較して37人減少しており、将来にわたって林業の担い手を確保するためには、新たな林業就業者の確保・定着を更に図る必要がある。

このため、本県では、「林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)」に基づき令和5年度(2023年度)に策定した「林業労働力の確保の促進に関する基本計画」により、林業労働力の育成確保のための施策や事業主等への指導・支援を推進することとしている。

具体的には、平成31年(2019年)4月の「くまもと林業大学校」の開校を契機に、育成基金及び関係者との連携のもと、林業系高校生やU・J・Iターン者等、林業就業希望者を対象として、就業に必要な技能・技術の習得のための研修や労働安全の研修、林業機械の取扱いから高性能林業機械の操

作・メンテナンスまでの研修等各種研修を実施し、優秀な林業従事者の養成に努める。また、女性の活躍や定着、外国人材の適正な受け入れ等に努める。

雇用環境面では、認定事業体に対し、林業従事者の通年雇用化や社会保険の加入促進等の就業環境、並びに雇用条件の整備に対する支援、事業体の要請に応じた研修等を育成基金と連携し実施する。

なお、本計画区内においては、認定事業体等に平成29～令和4年度(2017～2022年度)の5カ年間で44人の新規就業者が林業に従事している。

さらに、森林組合などの林業事業体と建設業や造園業などが連携しながら森林施業や作業道開設等の取組を進めることは、事業量の確保や雇用創出につながることから、地域の林業と建設業等の異業種が連携した取組を支援する。

#### ウ 林業後継者の育成

本計画区における林業経営体数は、平成27年(2010年)に514であったものが、令和2年(2020年)には215へと減少しており、このうち経営規模が5ha未満の経営体が19%を占めている。(2015年世界農林業センサス、2020年農林業センサス)

森林・林業を支える山間地域においては、少子高齢化や農林業以外への就業が急速に進んでおり、林業後継者の育成はもとより、林業の振興をはじめとした山村の定住環境の整備促進が緊急の課題となっている。

このような中、林業後継者等で構成される林業研究グループは、令和4年度(2022年度)現在で3グループ(会員47人、うち女性3人)であり、林業事業体と同様に地域における森林整備の重要な担い手であるが、その後継者の育成・確保が重要な課題となっているため、平成31年(2019年)4月に開校した「くまもと林業大学校」において、自伐林家の育成・確保を図るとともに、林業普及指導員及び関係者の連携により、グループ活動や林業後継者・自伐林家確保のためのソフト面の支援やリーダーの育成を行う。

また、経営意欲の減退している森林所有者に対し、施業実施の働きかけや、森林組合等への経営委託の働きかけ等の活動を支援する。

### (4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

#### ア 林業機械の導入及び有効活用

本計画区における高性能林業機械の保有台数は、令和4年度(2022年度)末現在で県全体の12%に当たる48台(プロセッサ10台、ハーベスタ5台、フォワーダ28台、スイングヤーダ5台、その他5台)となっており、高性能林業機械による作業の効率化はまだ十分とは言えない。

木材生産性の向上及び労働の軽減を図るため、高性能林業機械を主体とする林業機械の導入により、非皆伐施業にも対応した機械作業システムの導入を推進し、高性能林業機械作業の普及・定着、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる林業機械オペレーターの養成等を推進するとともに、機械作業に必要な路網・作業ポイント等の施設の整備を促進する。

## イ 林業機械作業システムの確立等

林業生産性の向上、労働安全性の確保及び労働強度の軽減を図るため、スイングヤードやプロセッサを活用した列状間伐等の実施や環境負荷の低減にも配慮した非皆伐施業に対応した新たな作業システムの確立及び普及に努める。

さらに、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できるオペレーターの養成、機械作業に必要な路網や作業ポイントの整備を推進するとともに、(1)の森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化を促進することにより、高性能林業機械等の効率的な稼働に必要な事業量の安定的確保に努める。

## (5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

### ア 木材産業に係る施設等の整備

ウッドショックの影響による木材の輸入に係るリスクの顕在化等を背景とした国産材需要の高まりに応えるため、木材の安定供給及び品質の確かな製品の加工流通体制が重要となっている。

このことから、木材生産に必要な高性能林業機械やJAS製品の生産拡大を図るための施設整備、製材プレカット工場の生産・出荷管理の効率化、県産木材の新たな供給体制（サプライチェーン）の構築に向けた支援を行う。

また、カーボンニュートラル推進の観点から再生可能エネルギーの推進を図るための木質バイオマス発電施設の整備を推進する。

さらに、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品を消費者・実需者が選択できるよう、合法伐採木材等の流通及び利用について、関係者一体となって推進するよう努める。

### イ 特用林産物に係る施設等の整備

本計画区における主要な特用林産物としては、乾しいたけ、生しいたけ、たけのこ、竹材及びクリがあり、その他木竹炭等の生産も行われている。

これら特用林産物については、中核的な生産者の育成による生産技術の向上、施設の近代化のほか、共同化による生産施設等の効率的な利用を推進し、品質の安定・向上と生産コストの低減、収量の安定・増大を図り、収益性の向上に努める。また、消費者ニーズに合った特用林産物の生産及び加工の取組や物産館等を活用した共同販売体制の整備を促進するとともに、特にしいたけ、たけのこ等については、食の安全性の確保及びそのPRに努め、地産地消の取組や販路拡大等によるブランド化を図る。

## (6) その他必要な事項

成熟した森林資源の活用を推進する一方、人口減少や少子高齢化、高い労働災害率といった課題に対処するため、造林から伐採の各段階において、森林資源のデジタル管理や、ICT等の先端技術を駆使し、生産性や安全性の向上を図る「スマート林業」を推進する。

また、森林整備の担い手である山村地域に住む人々の生活を豊かにするため、都市部及びその近郊地域と比較して整備が遅れている山村地域の道路の舗装及び改良、給排水施設、防災安全施設等の生活基盤の整備を促進する。

## 第4 森林の保全に関する事項

### 1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区  
保安林、保安施設地区内の森林及び山地災害防止機能を高度に発揮させる必要のある森林で、森林の有する災害の防止、水源涵養及び環境保全機能の維持増進を図るため、特に森林の適正な施業及び管理を実施する必要がある、林地開発許可制度の運用上からみて極力開発行為を避けるべき森林について定めるもので、その森林の所在及び面積は、表Ⅱ-11のとおりとする。

なお、森林の施業等に当たって林地の保全を図るため特に留意すべき事項は、次のとおりとする。

ア 制限林にあつては、指定施業要件によること。

イ 急斜面の森林については、現存する広葉樹の残置を図ること。

ウ 人工林の皆伐は、可能な限り小面積に止め、残存樹帯の設置等により土地の保全に努めること。

エ 森林の過度のうっ閉は、林地の保全上危険であるため、下層植生が良好に生育できるよう適正な間伐を実施すること。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある林分及びその搬出方法  
〔該当なし〕

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

調和のとれた快適な地域環境の整備及び確保という観点から、森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林など、安全で潤いのある居住環境の保全・形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は極力避けることとするほか、次の事項に留意するものとする。

ア 土砂の切取、盛土等を行う場合には、気象、地形、地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況、土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うものとする。

また、盛土等による災害から県民の生命・身体を守るため、「宅地造成及び特定盛土等規制法」の順守指導や林地開発申請箇所のパトロールを行うものとする。

イ 土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保や環境の保全に支障を及ぼすことのないよう、その態様等に応じ、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の防災施設、水の適切な処理のための調整池及び排水施設を設置するとともに、環境保全のための森林の適正な配置等、適切な保全措置を講ずるものとする。

ウ 開発許可を要する規模の開発を行う場合は、周辺に著しい影響を及ぼすことのないよう「熊本県林地開発許可制度実施要項」等により適切に行うものとする。その際、太陽光発電施設の設置にあたっては、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性や令和5年（2023年）4月1日から太陽光発電施設の設置を目的とした土地の形質変更を行う場合、その面積が0.5haを超えるものについて開発許可の対象として追加されたことを踏まえ、開発行為の許可基準に基づき適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施等に配慮することとする。

なお、開発許可を要しない小規模な開発についても、森林法に基づく「伐採及び伐採後の造林の届出」制度の運用等により、適切に行うものとする。

#### （4）その他必要な事項

〔該当なし〕



表Ⅱ-11 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の所在

単位 面積：ha

区 分	森 林 の 所 在 (林班)	面 積	備 考
総 数		19,706	
宇 土 市	1～7, 9, 11～13, 15, 16, 18, 19, 21, 22, 24, 25, 30, 33～35	315	土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、その他
宇 城 市	1～11, 24～29, 34～36, 43～46, 55, 57, 59～64, 71～89, 91～108	2,042	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、落石防止保安林、保健保安林、その他
美 里 町	1～57, 61～91	6,918	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、落石防止保安林、その他
宇城地域計		9,275	
御 船 町	2～4, 7, 10～22, 25, 27, 30～35, 38～52	1,836	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、落石防止保安林、保健保安林、その他
益 城 町	1, 2, 4～8, 10～18, 20, 24, 25～27	838	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林、その他
甲 佐 町	6～12, 15～28, 30～34	1,075	土砂流出防備保安林、落石防止保安林、その他
山 都 町	1～5, 8～31, 33～37, 42, 43, 49, 50, 55, 75, 77, 79～81, 88, 90～94, 101, 111～113, 123～126, 128, 130～158, 160～166, 168, 170, 172, 184, 185, 190, 200, 203, 205～210, 216, 220～233, 235, 237, 240, 242～245, 253～255, 262～266, 269, 270, 275, 277, 279, 281, 283	6,682	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、落石防止保安林、風致保安林、その他
上益城地域計		10,431	

注1) 備考欄の「その他」は、山地災害防止機能を高度に発揮させる必要のある森林(保安林以外)である。

注2) 保安林の所在の詳細については、熊本県農林水産部森林局森林保全課、熊本県県央広域本部農林部林務課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局農林部林務課に備え付けの保安林台帳により確認すること。(地域振興局は、所管区域のみ)

## 2 保安施設に関する事項

### (1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、地域における自然的条件や社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて計画的な配備を推進する。また、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとする。

### (2) 保安施設地区に関する方針

保安施設地区については、水源の涵養又は災害の防備の目的を達成するために必要な治山事業を行う場合に、必要に応じて指定を行うこととする。

### (3) 治山事業に関する方針

治山事業については、近年、大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加により、尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など災害の発生形態が変化していることを踏まえ、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、流域の特性に応じて、植栽、本数調整伐等の保安林の整備、溪間工、山腹工等の治山施設の整備を図る。

なお、その際、流木災害リスクを軽減させる流木補足式治山ダムの設置や渓流域での危険木の伐採など、流域治水の取組と連携した施策も図ることとする。

### (4) 特定保安林の整備に関する事項

〔該当なし〕

### (5) その他必要な事項

保安林の適正な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力及び参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製及び標識の設置等を適正に行う。

## 3 鳥獣害の防止に関する事項

### (1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

#### ア 区域の設定の基準

ニホンジカによる被害が生じている森林の区域及び被害の発生のおそれがある森林の区域について、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカによる森林被害の状況等を把握できる森林生態系多様性基礎調査の調査結果のほか、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号）に基づき定められた第二種特定鳥獣管理計画等により、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を市町村森林整備計画において定めることとする。

#### イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

ニホンジカによる森林被害を防止し、森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、防護柵、食害防止資材、剥皮被害防止資材を設置する等による植栽木の保護措置又はわな、銃器による捕獲等を実施するなど、シカ被害防止対策を推進することとする。

この際、市町は関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整に努めることとする。

#### (2) その他必要な事項

(1) のイによる鳥獣害の防止の方法の実施状況については、必要に応じて現地調査又は森林所有者や地元猟友会等の関係団体から聞き取りを行う等により、市町は実施状況及びその効果の把握を行うこととする。

### 4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

#### (1) 森林病虫害等の被害対策の方針

地域の関係者と連携して森林の巡視を適時適切に行い、病虫害等による被害の早期発見及び早期防除等に努めることとする。特に、松くい虫による被害については、的確な防除の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧、抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換を推進することとする。

#### (2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

ニホンジカ以外の鳥獣による顕著な森林被害は現時点では見られないが、被害が生じた場合は必要な防除対策を実施し、必要に応じて「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく捕獲等を検討することとする。

また、鳥獣害防止森林区域外においてニホンジカによる森林被害が生じた場合は、立木又は希少植物を含む下層植生の被害状況を踏まえ、必要な防除対策の実施並びに鳥獣保護管理施策に即した捕獲等の検討を行うこととする。

#### (3) 林野火災の予防の方針

林野火災の原因のほとんどは不注意な火の取扱い等の人為的なものであるため、林業従事者や工事関係者、森林レクリエーションのための入林者等に対し、強風時や乾燥期におけるたき火や火入れの防止、後始末の徹底等の周知を図ることとする。

林野火災等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事防止に係る標識の設置を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとする。

また、地ごしらえ等のため火入れを実施する場合には、火入れに関する条例及び市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこととする。

#### (4) その他必要な事項

〔該当なし〕

## 第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）第3条第1項の規定により定められた基本方針に基づき、森林資源の総合的利用を促進するものとして、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により、森林の保健機能の増進を図るべき森林である。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案し、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合において、保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

### (1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等、保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとする。

### (2) その他保健機能森林の整備に関する事項

#### ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源涵養、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業、広葉樹育成施業等多様な施業を積極的に実施するものとする。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとする。

#### イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財等の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うものとする。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（すでに標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高））を定めるものとする。

#### ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意することと

する。

なお、保健機能森林の設定及び整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び国土の保全に適切な配慮を行うものとする。

## 第6 計画量等

第2の1(1)に定める「森林の整備及び保全の目標」の実現を図るため、計画期間中における計画量等を以下のとおり定めるものとする。

### 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積 (表Ⅱ-12)

単位：千m<sup>3</sup>

区分	総数			主伐			間伐	
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹
総数	2,805	2,774	31	1,860	1,829	31	945	945
前半5カ年の計画量	1,388	865	13	878	865	13	510	510

### 2 間伐面積 (表Ⅱ-13)

単位：ha

区分	間伐面積
総数	10,501
前半5カ年の計画量	5,658

### 3 人工造林及び天然更新別の造林面積 (表Ⅱ-14)

単位：ha

区分	総数	人工造林	天然更新
総数	5,016	4,250	766
前半5カ年の計画量	2,380	2,009	371

### 4 林道の開設及び拡張に関する計画

表Ⅱ-15 基幹路網の現状

区分	路線数	既設延長(m)
基幹路網	95	245,143
うち林業専用	0	0

注) 本表の路線延長には、改築延長を含まない。

開設又は拡張すべき林道の箇所別数量等については、表Ⅱ-16のとおり。

表Ⅱ-16 開設又は拡張すべき林道の箇所別数量等

計画期間（R6. 4. 1～R16. 3. 31）

（単位：m，箇所，ha）

開設/ 拡張	種類	区分	市町村	路線名	延長及び箇所数		利用 区域 面積	前半 5カ年の 計画	対図 番号	路線 コード	備 考
					延長	箇所数					
開設	自動車道		美里町	大窪線	215	-	261	○		206A	
開設	自動車道		美里町	早楠線	2,569	-	212	○		210B	
開設	自動車道	指定林道	美里町	洞岳線	9,030	-	680	○		211A	
開設計					11,814		1,153				
拡張	自動車道（改良）		美里町	柏川線	500		260			114A	
拡張(改良)計					500		260				
拡張	自動車道（舗装）		美里町	姫椿線	1,017	-	48			109A	
拡張	自動車道（舗装）		美里町	塩井戸線	2,914	-	182			112A	
拡張	自動車道（舗装）		美里町	黒木線	4,308	-	227	○		113A	
拡張	自動車道（舗装）		美里町	藤木線	300	-	187			115A	
拡張	自動車道（舗装）		美里町	大窪線	500	-	261			206A	
拡張(舗装)計					9,039		905				
美里町 計					21,353		2,318				
宇城地域 計					21,353		2,318				
拡張	自動車道（改良）		御船町	赤松線	250	1	31	○		106A	
御船町 計					250	1	31				
拡張	自動車道（改良）		益城町	川内田線	11	1	92	○		101A	
益城町 計					11	1	92				
開設	自動車道		山都町	郷野原御所線	6,750	-	500	○		100	
開設	自動車道		山都町	沢津線	1,278	-	62	○		229A	
開設	自動車道		山都町	鏡山線	625	-	72			230A	
開設計					8,653		634				
拡張	自動車道（改良）		山都町	菊池人吉線	300	1	3,451	○		1	
拡張	自動車道（改良）		山都町	矢部水越線	400	1	912	○		85	
拡張	自動車道（改良）		山都町	清和矢部線	30	1	1,166	○		86	
拡張	自動車道（改良）		山都町	片布田線	200	1	34	○		113A	
拡張	自動車道（改良）		山都町	場貫線	1,000	1	35	○		229A	
拡張	自動車道（改良）		山都町	沢津線	50	1	62	○		230A	
拡張(改良)計					1,980	6	5,660				
拡張	自動車道（舗装）		山都町	矢部水越線	150	-	912	○		85	
拡張	自動車道（舗装）		山都町	清和矢部線	200	-	1,166	○		86	
拡張	自動車道（舗装）		山都町	久留見尾線	3,000	-	178	○		129A	
拡張(舗装)計					3,350		2,256				
山都町 計					13,983	6	8,550				
上益城地域 計					14,244	8	8,673				
総計					35,597	8	10,991				

注）計画期間内に開設、拡張計画がある路線のみを掲載。

## 5 保安林整備及び治山事業に関する計画

### (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

#### ① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：h a

保安林の種類	面積		備考
		前半5カ年の 計画面積	
総数（実面積）	7,004	6,677	
水源涵養のための保安林	5,186	5,030	水源かん養保安林
災害防備のための保安林	1,761	1,590	土砂流出防備、土砂崩壊防備、 防風、落石防止、防火保安林等
保健、風致の保存等のための保安林	65	65	保健保安林等

注) 1 水源涵養のための保安林とは、森林法第25条第1項第1号の目的、災害防備のための保安林とは、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備などの第2号から第7号までの目的、保健、風致の保存等のための保安林とは、第8号から第11号までの目的を達成するために指定する保安林をいう。

2 2以上の目的を達成するために兼種指定される保安林があるため、種類別面積の合計と総数（実面積）は、必ずしも一致しない。



②計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等  
(表Ⅱ-18)

指定 解除 の別	種 類	森林の所在		面積		指定又は解除を 必要とする理由	
		市 町 村	区域	ha	前半5ヵ年 の計画面積		
指定	総数（実面積）			653	326		
	水源涵養の ための保安 林	宇 土 市			14	7	森林の持つ洪水調整機能と渇水緩和 機能により、下流一帯の洪水の防止 及び水資源の確保に資するため
		宇 城 市			32	16	
		美 里 町			48	24	
		御 船 町			29	15	
		益 城 町			10	5	
		甲 佐 町			15	7	
		山 都 町			164	82	
		計			312	156	
	災害防備の ための保安 林	宇 土 市			15	7	森林の持つ土砂流出防備機能によ り、林地の保全及び下流一帯の保安 維持に資するため
		宇 城 市			35	17	
		美 里 町			53	26	
		御 船 町			32	16	
		益 城 町			11	6	
		甲 佐 町			16	8	
山 都 町				179	90		
計				341	170		
解除	総数（実面積）			2	2		
	水源涵養の ための保安 林	美 里 町			2	2	③
		計			2	2	
	災害防備の ための保安 林						
計				0	0		

注1 2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、種類別面積の合計と総数（実面積）は、必ずしも一致しない。

2 「解除を必要とする理由」欄は、次の区分による。

- ① 指定の理由の消滅（受益の対象の消滅）
- ② 指定の理由の消滅（自然現象等により保安林が破壊され、かつ、森林への復旧が著しく困難）
- ③ 指定の理由の消滅（保安林の機能に代替する施設等の設置）
- ④ 指定の理由の消滅（森林施業を制限しなくても受益対象を害するおそれがない）
- ⑤ 指定の理由の消滅（錯誤指定）
- ⑥ 公益上の理由

③計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積（表Ⅱ－19）

単位 面積：ha

種 類	指 定 施 業 要 件 の 整 備 区 分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植 栽 の 変更面積
水源涵養のための 保安林			1,002	1,002	1,002
災害防備のための 保安林			407	407	407
保健、風致の保存 等のための保安林			29	29	29

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等  
〔該当なし〕

## (3) 実施すべき治山事業の数量 (表Ⅱ-20)

単位：地区

森 林 の 所 在		治山事業施行 地区数	前半5ヵ年計 画地区数	主な工種	備考
市 町 村	区 域				
総 数		232	151		
宇 土 市	網津町	4	0	溪間工、山腹工	
	下網田町	1	0	森林整備	
	上網田町	2	1	森林整備	
	岩古曾町	2	1	溪間工	
	宮庄町	1	1	山腹工	
	小 計	10	3		
宇 城 市	三角町三角浦	1	1	溪間工、山腹工	
	不知火町永尾	2	1	森林整備	
	豊野町巢林	3	1	溪間工、山腹工	
	松橋町浦川内	1	1	山腹工	
	松橋町内田	1	1	山腹工	
	小川町南小野	1	1	溪間工	
	松橋町古保山	1	1	溪間工	
	小 計	10	7		
美 里 町	坂本	5	2	溪間工、山腹工、森林整備	
	中郡	3	3	溪間工、森林整備	
	松野原	1	0	山腹工	
	木早川内	4	2	山腹工、溪間工	
	萱野	2	1	溪間工、山腹工	
	洞岳	13	9	溪間工、山腹工、森林整備	
	柏川	6	2	溪間工、山腹工	
	甲佐平	4	1	山腹工	
	境	4	2	山腹工、森林整備	
	安部	2	1	溪間工	
	川越	3	1	溪間工、山腹工	
	永富	6	3	溪間工、山腹工	
	早楠	6	5	溪間工、山腹工、森林整備	
	坂貫	3	2	溪間工、山腹工	
	白石野	2	1	溪間工	
	佐俣	2	0	山腹工	
	涌井	1	1	山腹工	
	払川	2	0	溪間工、山腹工	
	石野	1	1	溪間工	
	中	1	1	山腹工	
	中小路	2	2	溪間工	
	大窪	1	1	山腹工	
	椿	2	2	溪間工、山腹工	
	下草野	2	2	溪間工	
	三加	1	0	溪間工	
	大井早	2	1	山腹工	
	中村	2	0	山腹工	
豊富	2	2	山腹工		
小 計	85	48			
宇城地域計		105	58		

単位：地区

森 林 の 所 在		治山事業施行 地区数	前半5カ年計 画地区数	主な工種	備考	
市 町 村	区 域					
	御 船 町	田代	8	7	山腹工、森林整備	
		滝尾	3	2	溪間工、森林整備	
		七滝	3	2	山腹工	
		水越	7	6	溪間工、山腹工	
		辺田見	2	1	溪間工	
		木倉	2	2	溪間工	
		小 計	25	20		
	益 城 町	上陳	2	1	山腹工	
		福原	2	1	山腹工	
		赤井	2	1	山腹工	
		杉堂	4	3	山腹工	
		川内田	2	1	山腹工	
		砥川	3	2	山腹工	
		平田	2	1	溪間工	
	小 計	17	10			
	甲 佐 町	坂谷	4	3	山腹工、森林整備、溪間工	
		横田	2	1	溪間工	
		中横田	4	3	溪間工、山腹工、森林整備	
		上揚	3	2	山腹工、森林整備	
		安平	2	1	山腹工	
		小鹿	3	2	山腹工	
		早川	3	2	山腹工	
		津志田	2	1	山腹工	
		麻生原	2	1	山腹工	
	小 計	25	16			
	山 都 町	柳	2	1	溪間工	
		菅	3	2	溪間工、森林整備	
		島木	6	5	溪間工、森林整備	
		猿渡	8	7	溪間工、山腹工、森林整備	
		葛原	4	3	溪間工	
		三ヶ	2	1	溪間工	
		目丸	10	9	溪間工、山腹工、森林整備	
		柚木	3	2	溪間工、山腹工	
木原谷		2	1	山腹工		
緑川		6	6	溪間工、山腹工、森林整備		
尾野尻		3	2	溪間工、山腹工		
馬見原		2	1	森林整備		
北中島		2	1	山腹工		
滝上		2	1	森林整備		
鎌野		1	1	溪間工、山腹工		
長原		1	1	山腹工		
下名連石		1	1	山腹工		
男成	1	1	溪間工			
川口	1	1	森林整備			
小 計	60	47				
上益城地域計			127	93		

- 6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業方法及び時期  
〔該当なし〕

## 第7 その他必要な事項

- 1 保安林その他制限林の施業方法  
〔表Ⅱ-21のとおり〕

表Ⅱ-21 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他
水源かん養保安林	宇城市	43, 44, 46, 73, 94, 105~107	126	1 伐採種 (1) 林況が粗悪な森林並びに伐採方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐(その程度が特に著しいと認められるものにあつては禁伐)とする。 (2) その他の森林にあつては、伐採種を定めない。	植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地については、以下により植栽すること。 (植栽方法) 満1年以上の苗を、おおむね1ha当たり指定施業要件の植栽本数以上の割合で均等に分布するよう植栽するものとする。  (植栽の期間) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。  (植栽の樹種) 保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として、指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。
	美里町	2~5, 12, 15~18, 19~23, 25, 29, 50~53, 80~83, 85~90	987	2 伐期齢 主伐は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の立木について行う。ただし、樹種又は林相を改良するために必要と認められる場合は、この限りではない。	
	御船町	2	74	3 面積等 (1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採ができる1箇所当たりの面積の限度は、省令で定めるところにより、その保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ、当該指定施業要件を定める者が指定する面積の範囲内とする。 (2) 伐採年度ごとに択伐による伐採ができる立木の材積は、当該伐採年度の初日における森林の立木材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。 (3) 間伐について伐採年度ごとに伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠の疎密度が10分の8を下まわっても、当該伐採年度の翌年度の初日から起算してからおおむね5年後において、樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実に認められる範囲内とする。	
	益城町	2, 4~8, 25	213		
	山都町	11, 19, 20, 22, 24~28, 42, 79~81, 88, 90~94, 101, 123, 137, 143, 146, 147, 149~155, 157, 158, 162, 164, 166, 168, 170, 205, 208~210, 221~223, 226~228, 231~233, 235, 237, 240, 244, 245, 262, 265, 270, 275, 277	3, 216		
	計		4, 616		

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他
土砂流出防備保安林	宇土市	5, 9, 11, 12, 18, 22, 24, 25, 30, 33	27	<p>1 伐採種</p> <p>(1) 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とする。</p> <p>(2) 地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。</p> <p>(3) その他の森林にあつては、択伐とする。</p> <p>2 伐期齢及び面積等</p> <p>水源かん養保安林に同じ。</p>	水源かん養保安林に同じ。
	宇城市	1, 2, 4, 44, 45, 55, 57, 60, 61, 71, 72~74, 76, 77, 83, 88, 92~95, 99, 108	67		
	美里町	3~5, 12~14, 16~ 18, 23, 24, 26~ 29, 32, 34, 36~37, 39, 43, 49, 50~56, 62~68, 71, 72, 74, 78, 79, 82, 83, 85, 86, 90	265		
	御船町	7, 13, 14, 16, 17, 25, 30, 38, 39, 43, 44, 51, 52	85		
	益城町	13, 16, 17, 20, 26	19		
	甲佐町	7~9, 11, 16, 17, 19 ~24, 28, 30~32	73		
	山都町	3, 8, 9, 11~23, 25~30, 34, 35, 43, 55, 75, 77, 111, 112, 123, 125, 128, 133~137, 139, 141~144, 146, 147~151, 154, 155, 158, 160~164, 166, 168, 184, 190, 216, 220, 222, 224, 225, 228, 229, 232, 233, 240, 242~245, 254, 255, 263, 266, 269, 277, 279, 283	934		
計		1,470			

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他
土砂崩壊防備保安林	宇土市	19	1	1 伐採種 (1) 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とする。 (2) その他の森林にあつては、択伐とする。 2 伐期齢及び面積等 水源かん養保安林に同じ。	水源かん養保安林に同じ。
	宇城市	4, 6	1		
	美里町	16, 36, 46, 50, 68, 73, 74, 77, 79, 80, 89	47		
	山都町	170, 172, 200	19		
	計		68		
落石防止保安林	宇城市	2	2	1 伐採種 (1) 緩傾斜地の森林、その他落石による被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあつては、択伐とする。 (2) その他の森林にあつては、禁伐とする。 2 伐期齢及び面積等 水源かん養保安林に同じ。	水源かん養保安林に同じ。
	美里町	78, 83 35, 36, 38, 40, 44, 56, 69, 76~79, 82~85	11		
	御船町	30, 46	1		
	甲佐町	18, 23, 24,	5		
	山都町	21, 124	6		
	計		25		
保健保安林	宇城市	1, 105	30 兼種(8)	1 伐採種 (1) 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とする。 (2) 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。 (3) その他の森林にあつては、択伐とする。 2 伐期齢及び面積等 水源かん養保安林に同じ。	水源かん養保安林に同じ。
	御船町	51, 52	20 兼種(20)		
	益城町	11, 12	11		
	計		61		



種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他
風致保安林	山都町	75, 116, 128	4	1 伐採種 (1) 風致の保存のため特に必要があると認められる森林にあっては、禁伐とする。 (2) その他の森林にあっては、択伐とする。 2 伐期齢及び面積等 水源かん養保安林と同じ。	水源かん養保安林と同じ。
	計		4		
国定公園第Ⅲ種特別地域	山都町	146	77	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。	伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認められる場合、知事は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めること。
	計		77		
県立自然公園第Ⅱ種特別地域	宇城市	1, 2, 3	126	1 伐採種等 択伐又は皆伐とする。	
	美里町	37, 38, 49	41	(1) 択伐法 択伐率は、用材林の場合は現在蓄積の30%以下、薪炭林の場合は現在蓄積の60%以下とする。	
	御船町	40, 41	57	(2) 皆伐法 ① 1 伐区の面積は、2ha以下とする。	
	甲佐町	22, 23	90	② 伐区が、更新して5年を経過していない皆伐法によった伐区に隣接してはならない。	
	山都町	74, 75, 124, 125, 128, 130, 131, 136~141, 143, 146~148, 150, 151, 154~156, 160, 161, 163~167, 254~256, 264~266, 274~278, 284	762	2 伐期齢 標準伐期齢に見合う年齢以上とする。	
	計		1, 076		

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他
県立自然公園第Ⅲ種特別地域	宇城市	1	6	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。	
	美里町	11～14, 34, 35, 38, 39, 43, 44, 49, 51, 55～57, 89, 90	327		
	御船町	40, 41	67		
	甲佐町	21～23	47		
	山都町	3, 74, 108, 110, 112, 124, 125, 128, 129, 130～132, 137～141, 143, 150, 156, 160～164, 166, 167, 169, 254～256, 264～266, 274～277, 284	910		
	計		1,357		



## (附) 參考資料



## 1 森林計画区の概況

### (1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位：ha, %

区 分	区域面積①	森 林 面 積			森林比率 ②/①×100	
		総数②	国有林	民有林		
緑 川 計 画 区	宇 土 市	7,430	2,858	426	2,432	38
	宇 城 市	18,861	5,958	338	5,620	32
	美 里 町	14,400	10,439	1,937	8,502	72
	宇城地域計	40,691	19,254	2,701	16,553	47
	御 船 町	9,903	5,568	411	5,157	56
	嘉 島 町	1,665	0	0	0	0
	益 城 町	6,568	1,902	164	1,738	29
	甲 佐 町	5,793	2,557	0	2,557	44
	山 都 町	54,467	39,122	10,556	28,566	72
	上益城地域計	78,396	49,149	11,131	38,018	63
	総数	119,087	68,403	13,832	54,571	57
白川・菊池川計画区	265,760	125,018	10,883	114,135	47	
球磨川計画区	268,267	208,110	37,611	170,499	78	
天草計画区	87,834	58,020	1,160	56,860	66	
県 計	740,946	459,550	63,485	396,065	62	

資料： 区域面積及び国有林面積は、熊本県林業統計要覧（令和3年度（2021年度）版）  
民有林面積は、民有林資源調査書（R6.4.1現在）

注） 数値合計は、四捨五入の関係上必ずしも一致しない。

### (2) 地 況

(ア) 気候、(イ) 地勢、(ウ) 地質、土壌等 前述のとおり

### (3) 土地利用の現況

下段:面積(単位:ha)、上段:構成比(単位:%)

区 分	総 数	森 林	農 用 地		そ の 他			
			うち田	うち畑	うち宅地			
緑 川 計 画 区	宇 土 市	(100.0) 7,430	(38.5) 2,858	(26.4) 1,963	(13.1) 972	(13.3) 991	(35.1) 2,609	(5.6) 413
	宇 城 市	(100.0) 18,861	(31.6) 5,958	(11.6) 2,196	(4.6) 876	(7.0) 1,320	(56.8) 10,707	(5.0) 936
	美 里 町	(100.0) 14,400	(72.5) 10,439	(9.9) 1,431	(5.4) 780	(4.5) 651	(17.6) 2,530	(4.9) 704
	宇城地域計	(100.0) 40,691	(47.3) 19,254	(13.7) 5,590	(6.5) 2,628	(7.3) 2,962	(38.9) 15,847	(5.0) 2,053
	御 船 町	(100.0) 9,903	(56.2) 5,568	(10.5) 1,036	(4.7) 461	(5.8) 575	(33.3) 3,299	(1.5) 146
	嘉 島 町	(100.0) 1,665	(0.0) 0	(93.0) 1,548	(39.5) 657	(53.5) 891	(7.0) 117	(12.1) 201
	益 城 町	(100.0) 6,568	(29.0) 1,902	(14.3) 938	(4.6) 301	(9.7) 637	(56.8) 3,728	(0.8) 51
	甲 佐 町	(100.0) 5,793	(44.1) 2,557	(41.8) 2,423	(7.0) 403	(34.9) 2,020	(14.0) 813	(4.7) 271
	山 都 町	(100.0) 54,467	(71.8) 39,122	(2.1) 1,131	(0.5) 259	(1.6) 872	(26.1) 14,214	(0.5) 256
	上益城地域計	(100.0) 78,396	(62.7) 49,149	(9.0) 7,076	(2.7) 2,081	(6.4) 4,995	(28.3) 22,171	(1.2) 925
	総計	(100.0) 119,087	(57.4) 68,403	(10.6) 12,666	(4.0) 4,709	(6.7) 7,957	(31.9) 38,018	(2.5) 2,978
	白川・菊池川 計 画 区	(100.0) 265,760	(47.0) 125,018	(0.3) 677	(0.2) 565	(0.0) 112	(52.7) 140,065	(0.2) 613
球磨川計画区	(100.0) 268,267	(77.6) 208,110	(0.2) 603	(0.1) 227	(0.1) 376	(22.2) 59,554	(0.0) 103	
天草計画区	(100.0) 87,834	(66.1) 58,020	(0.0) 0	(0.0) 0	(0.0) 0	(33.9) 29,814	(0.0) 0	
県 計	(100.0) 740,946	(62.0) 459,550	(1.9) 13,946	(0.7) 5,501	(1.1) 8,445	(36.1) 267,451	(0.5) 3,694	

資料: 総数、農用地、その他のうち宅地面積は、市町村別土地面積(令和3年度版)、森林面積は資料1の(1)と同じ、その他は総数から森林及び農用地を減じた数値である。

注) 地域別計と関係市町村の数値合計は、四捨五入の関係上必ずしも一致しない。

(4) 産業別生産額

下段：生産額（単位：百万円）、上段：構成比（単位：%）

区 分	第 1 次 産 業				第 2 次産業 ②	第 3 次産業 ③	計 ④=①+②+③	関税、消費 税（控除） 等 ⑤	市町村内総 生産 ④+⑤	
	農 業	林 業	水産業	小計 ①						
緑 川 計 画 区	宇 土 市	(1.3) 1,685	(0.0) 51	(1.1) 1,458	(2.4) 3,194	(51.0) 67,127	(45.8) 60,288	(99.3) 130,610	(0.7) 968	(100.0) 131,578
	宇 城 市	(4.6) 9,844	(0.1) 120	(0.0) 29	(4.6) 9,993	(40.0) 86,045	(54.6) 117,347	(99.3) 213,385	(0.7) 1,581	(100.0) 214,966
	美 里 町	(2.9) 604	(0.9) 184	(0.0) 0	(3.8) 787	(24.5) 5,123	(71.1) 14,888	(99.3) 20,798	(0.7) 154	(100.0) 20,952
	宇城地域計	(3.3) 12,133	(0.1) 354	(0.4) 1,487	(3.8) 13,975	(43.1) 158,295	(52.4) 192,523	(99.3) 364,792	(0.7) 2,703	(100.0) 367,495
	御 船 町	(4.7) 2,130	(0.3) 133	(0.0) 0	(5.0) 2,263	(23.2) 10,620	(71.1) 32,464	(99.3) 45,346	(0.7) 336	(100.0) 45,682
	嘉 島 町	(1.0) 531	(0.0) 0	(0.1) 53	(1.1) 584	(32.6) 17,476	(65.6) 35,187	(99.3) 53,247	(0.7) 395	(100.0) 53,642
	益 城 町	(1.8) 2,581	(0.0) 38	(0.0) 0	(1.8) 2,619	(40.2) 57,253	(57.2) 81,550	(99.3) 141,423	(0.7) 1,048	(100.0) 142,471
	甲 佐 町	(3.6) 1,115	(0.2) 67	(0.5) 158	(4.3) 1,340	(31.5) 9,731	(63.4) 19,567	(99.3) 30,638	(0.7) 227	(100.0) 30,865
	山 都 町	(11.9) 5,156	(1.5) 668	(0.0) 3	(13.5) 5,827	(30.5) 13,168	(55.3) 23,859	(99.3) 42,854	(0.7) 318	(100.0) 43,171
	上益城地域計	(3.6) 11,512	(0.3) 907	(0.1) 214	(4.0) 12,633	(34.3) 108,249	(61.0) 192,627	(99.3) 313,509	(0.7) 2,323	(100.0) 315,832
総計	(3.5) 23,645	(0.2) 1,261	(0.2) 1,701	(3.9) 26,608	(39.0) 266,544	(56.4) 385,150	(99.3) 678,301	(0.7) 5,026	(100.0) 683,327	
白川・菊池川 計 画 区	(2.1) 88,574	(0.1) 3,058	(0.2) 7,751	(2.3) 99,384	(27.5) 1,168,323	(69.5) 2,955,318	(99.3) 4,223,024	(0.7) 31,291	(100.0) 4,254,315	
球磨川計画区	(4.0) 33,954	(0.4) 3,750	(0.0) 254	(4.5) 37,957	(29.7) 252,501	(65.1) 552,975	(99.3) 843,434	(0.7) 6,249	(100.0) 849,684	
天草計画区	(1.9) 6,097	(0.4) 1,188	(2.1) 6,664	(4.4) 13,949	(12.0) 38,219	(82.8) 263,255	(99.3) 315,423	(0.7) 2,337	(100.0) 317,760	
県 計	(2.5) 152,270	(0.2) 9,257	(0.3) 16,371	(2.9) 177,898	(28.3) 1,725,587	(68.1) 4,156,698	(99.3) 6,060,182	(0.7) 44,903	(100.0) 6,105,086	

資料：令和2年度（2020年度）市町村民経済計算（熊本県統計協会）

注）計又は総計と各内訳の数値合計は、四捨五入の関係上必ずしも一致しない。

一部市町村の「水産業」計数は秘匿情報であり、「林業」に合算して計上しており、本表の計数とは一致しない。



## (5) 産業別就業者数

単位:人

区 分	総 数	第 1 次 産 業				第2次産業	第3次産業	分類不能の産業	
		計	農 業	林 業	水産業				
緑	宇土市	16,077	1,265	1,010	13	242	3,573	10,693	546
		17,344	1,626	1,227	17	382	3,967	11,719	32
川	宇城市	27,418	4,147	4,066	19	62	6,006	17,017	248
		28,798	4,643	4,532	24	87	6,315	17,682	158
計	美里町	4,491	608	581	25	2	1,315	2,544	24
		4,820	665	640	25	-	1,350	2,801	4
画	宇城地域計	47,986	6,020	5,657	57	306	10,894	30,254	818
		50,962	6,934	6,399	66	469	11,632	32,202	194
区	御船町	7,883	699	664	32	3	1,969	5,196	19
		8,436	882	844	34	4	2,118	5,369	67
計	嘉島町	4,561	333	321	2	10	1,031	3,171	26
		4,421	372	364	1	7	957	3,075	17
画	益城町	15,290	1,097	1,088	5	4	3,518	10,452	223
		15,749	1,354	1,343	9	2	3,491	10,807	97
区	甲佐町	5,073	731	721	9	1	1,203	3,115	24
		5,219	851	837	12	2	1,160	3,180	28
計	山都町	7,452	2,792	2,649	139	4	1,160	3,413	87
		8,166	3,097	2,933	159	5	1,262	3,805	2
画	上益城地域計	40,259	5,652	5,443	187	22	8,881	25,347	379
		41,991	6,556	6,321	215	20	8,988	26,236	211
区	総計	88,245	11,672	11,100	244	328	19,775	55,601	1,197
		92,953	13,490	12,720	281	489	20,620	58,438	405
白川・菊池川 計 画 区	計 画 区	559,588	36,250	34,482	868	900	115,223	393,930	14,185
		558,129	39,780	37,752	934	1,094	113,186	387,648	17,542
球磨川計画区	計画区	121,887	17,729	16,259	1,139	331	26,214	76,909	1,035
		130,008	19,526	17,897	1,186	443	28,344	80,805	1,333
天草計画区	計画区	49,539	6,117	3,734	147	2,236	8,753	34,411	258
		53,167	7,205	4,359	202	2,644	9,468	36,352	142
県 計	計	819,259	71,768	65,575	2,398	3,795	169,965	560,851	16,675
		834,257	80,001	72,728	2,603	4,670	171,618	563,243	19,422

資料: 令和2年国勢調査(上段の数字)、平成27年国勢調査(下段の数字)

## 2 森林の現況

### (1) 齢級別林種樹種別森林資源構成表

単位 面積:ha 蓄積:m<sup>3</sup>

林種	人工林													
	スギ		ヒノキ		マツ		クスギ		その他針葉樹		その他広葉樹		計	
	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
1	119.69		9.85				13.20		0.03		2.94		145.71	
2	292.68		25.94				19.06	1,067	0.02		6.59	171	344.29	1,238
3	211.65	8,030	54.11	1,917			26.38	2,752	1.04	32	60.89	3,161	354.07	15,892
4	130.55	10,309	110.98	8,280			25.24	3,126			26.79	1,903	293.56	23,618
5	86.83	11,932	166.26	25,050			31.79	3,742			35.21	3,167	320.09	43,891
6	87.85	18,235	237.10	46,792			72.91	10,764	1.00	130	27.80	3,092	426.66	79,013
7	102.43	29,117	296.82	77,524	0.18	35	146.66	24,389			30.89	3,834	576.98	134,899
8	152.97	56,170	217.78	66,118			305.01	54,764			0.53	74	676.29	177,126
9	552.90	235,599	298.66	107,981	0.26	60	197.27	35,345			0.19	27	1,049.28	379,012
10	1,303.37	615,685	564.12	234,238	5.01	853	230.90	37,930			0.46	74	2,103.86	888,780
11	2,465.28	1,226,728	1,081.54	465,400	9.47	2,311	249.19	41,833	2.08		1.78	279	3,809.34	1,736,551
12	4,534.41	2,344,911	1,427.84	645,657	28.43	6,952	60.89	9,609			0.27	45	6,051.84	3,007,174
13	5,240.71	2,815,774	1,209.20	556,239	54.19	12,604	36.42	5,379			0.57	92	6,541.09	3,390,088
14	4,635.97	2,554,912	742.77	349,580	20.45	4,747	18.23	2,900			0.61	97	5,418.03	2,912,236
15	1,829.49	1,027,263	266.34	127,468	6.08	1,411	13.71	2,089			0.78	129	2,116.40	1,158,360
16	558.63	319,868	178.74	86,537	1.88	544	3.83	618					743.08	407,567
17	260.34	148,602	119.70	59,080	1.23	293	0.47	75					381.74	208,050
18	152.38	85,957	95.32	46,544	0.54	143	0.85	173					249.09	132,817
19	94.54	55,160	43.71	21,575									138.25	76,735
20上	156.88	90,352	81.71	40,832	1.68	389							240.27	131,573
合計	22,969.55	11,654,604	7,228.49	2,966,812	129.40	30,342	1,452.01	236,555	4.17	162	196.30	16,145	31,979.92	14,904,620

林種	天然林											人天合計		
	マツ		クスギ		広葉樹等		その他針葉樹		その他広葉樹		計		合計	
	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
1			1.02								1.02		146.73	
2			11.31	645	13.86	380			4.02	56	29.19	1,081	373.48	2,319
3			11.58	1,011	1.35	69					12.93	1,080	367.00	16,972
4			41.60	4,889	37.10	2,710					78.70	7,599	372.26	31,217
5			34.55	4,026	53.98	5,043			0.25	23	88.78	9,092	408.87	52,983
6			41.84	5,549	24.83	2,528			0.70	71	67.37	8,148	494.03	87,161
7			67.60	10,318	12.67	1,636					80.27	11,954	657.25	146,853
8			128.98	20,634	15.78	2,403					144.76	23,037	821.05	200,163
9			229.80	37,827	87.50	12,879			0.18	25	317.48	50,731	1,366.76	429,743
10	2.21	546	683.51	108,812	280.62	45,032			0.58	90	966.92	154,480	3,070.78	1,043,260
11	7.80	1,970	704.63	114,677	736.71	117,467			2.24	360	1,451.38	234,474	5,260.72	1,971,025
12	37.74	9,362	339.84	55,248	1,711.08	272,296			0.94	151	2,089.60	337,057	8,141.44	3,344,231
13	47.11	10,869	87.28	14,377	3,204.43	496,810			0.79	131	3,339.61	522,187	9,880.70	3,912,275
14	30.84	7,735	68.60	10,622	3,889.07	604,982			5.35	868	3,993.86	624,207	9,411.89	3,536,443
15	14.42	3,458	19.29	3,071	2,655.75	409,896			0.45	72	2,689.91	416,497	4,806.31	1,574,857
16	4.43	1,153	6.40	1,014	1,142.27	178,425					1,153.10	180,592	1,896.18	588,159
17	0.21	42	1.38	195	465.61	74,309			5.45	921	472.65	75,467	854.39	283,517
18	0.48	93	0.59	108	306.59	49,324					307.66	49,525	556.75	182,342
19	0.34	90			105.51	17,222					105.85	17,312	244.10	94,047
20上	2.38	613	0.21	32	49.61	9,028			3.60	620	55.80	10,293	296.07	141,866
合計	147.96	35,931	2,480.01	393,055	14,794.32	2,302,439			24.55	3,388	17,446.84	2,734,813	49,426.76	17,639,433

伐採跡地		未立木地		更新困難地		竹林		特殊林		その他計		総合計	
面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積(束)	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
297.92		1,815.98		88.17		2,934.76	3,078.375	7.03				54,570.62	17,639,433

(2) 普制別樹種別齡級別森林資源構成表

単位 面積:ha、蓄積・生長量:m<sup>3</sup>

普制別	伐採種	人天別	針広別	樹種	1 齡級			2 齡級			3 齡級		
					面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量
普通林	皆伐	人工林	針葉樹	スギ	136.53			162.66			118.73	4,054	899
				ヒノキ	11.30			52.95			70.59	2,472	456
				マツ									
				その他	0.07			1.04					
				計	147.90			216.65			189.32	6,526	1,355
				広葉樹	16.36			73.20	2,892	470	39.45	2,824	268
				針広計	164.26			289.85	2,892	470	228.77	9,350	1,623
	伐採	天然林	針葉樹	クヌギ	8.18			9.63	542	72	17.45	2,027	114
				広葉樹				0.02	1		10.14	546	55
				その他									
				計	8.18			9.65	543	72	27.59	2,573	169
				針広計	8.18			9.65	543	72	27.59	2,573	169
				普通林計	172.44			299.50	3,435	542	256.36	11,923	1,792
				制限林	皆伐	人工林	針葉樹	スギ	54.60			69.67	
ヒノキ	4.53							5.17			31.25	1,148	212
マツ													
その他													
計	59.13							74.84			53.67	1,867	374
広葉樹	2.15							15.93	407	81	11.94	784	67
針広計	61.28							90.77	407	81	65.61	2,651	441
伐採	天然林	針葉樹	クヌギ								9.94	762	57
			広葉樹		10.49						27.06	1,288	136
			その他										
			計		10.49						37.00	2,050	193
			針広計		10.49						37.00	2,050	193
			制限林皆伐計		71.77			90.77	407	81	102.61	4,701	634
			皆伐		天然林	針葉樹	スギ				0.04		
ヒノキ							0.45						
マツ													
その他													
計							0.49						
針広計							0.49						
制限林非皆伐計							0.49						
制限林計	71.77			91.26	407	81	102.61	4,701	634				
総計	人工林	針葉樹	スギ	191.13			232.37			141.15	4,773	1,061	
			ヒノキ	15.83			58.57			101.84	3,620	668	
			マツ										
			その他	0.07			1.04						
			計	207.03			291.98			242.99	8,393	1,729	
			広葉樹	18.51			89.13	3,299	551	51.39	3,608	335	
			針広計	225.54			381.11	3,299	551	294.38	12,001	2,064	
	天然林	針葉樹	クヌギ	8.18			9.63	542	72	27.39	2,789	171	
			広葉樹	10.49			0.02	1		37.20	1,834	191	
			その他										
			計	18.67			9.65	543	72	64.59	4,623	362	
			針広計	18.67			9.65	543	72	64.59	4,623	362	
			合計	244.21			390.76	3,842	623	358.97	16,624	2,426	

単位 面積:ha、蓄積・生長量:m<sup>3</sup>

普 制 別	伐 採 種	人 天 別	針 広 別	樹種	4齡級			5齡級			6齡級			
					面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量	
普 通 林	皆 林	人	針	スギ	62.95	5,248	629	68.84	9,710	901	83.93	17,393	1,248	
				ヒノキ	115.52	8,923	1,002	151.77	19,497	1,882	259.57	49,195	3,579	
				マツ										
				その他				0.93	94	5				
				計	178.47	14,171	1,631	221.54	29,301	2,788	343.50	66,588	4,827	
				広葉樹	38.25	3,312	149	50.81	5,779	134	154.26	21,475	234	
	伐 林	天 然	針 葉 樹	針広計	216.72	17,483	1,780	272.35	35,080	2,922	497.76	88,063	5,061	
				クヌギ	29.48	3,015	96	39.21	4,455	68	43.83	6,799	54	
				広葉樹	33.00	2,387	144	20.06	1,655	74	2.57	291	9	
				その他				0.70	59	3				
				計	62.48	5,402	240	59.97	6,169	145	46.40	7,090	63	
				針広計	62.48	5,402	240	59.97	6,169	145	46.40	7,090	63	
				普通林計	279.20	22,885	2,020	332.32	41,249	3,067	544.16	95,153	5,124	
限 林	皆 林	人	針	スギ	13.25	1,237	134	15.39	2,036	183	18.37	3,872	274	
				ヒノキ	37.49	3,194	342	80.12	14,865	802	53.30	10,835	722	
				マツ										
				その他				0.07	10					
				計	50.74	4,431	476	95.58	16,911	985	71.67	14,707	996	
				広葉樹	14.18	1,114	63	5.02	700	19	9.44	1,435	14	
	伐 林	天 然	針 葉 樹	針広計	64.92	5,545	539	100.60	17,611	1,004	81.11	16,142	1,010	
				クヌギ	0.10	8					7.67	1,012	13	
				広葉樹	10.16	696	43	5.10	465	17	7.55	843	24	
				その他										
				計	10.26	704	43	5.10	465	17	15.22	1,855	37	
				針広計	10.26	704	43	5.10	465	17	15.22	1,855	37	
				制限林皆伐計	75.18	6,249	582	105.70	18,076	1,021	96.33	17,997	1,047	
非 皆 林	人	針	スギ							0.14	33	3		
			ヒノキ				0.02	1		0.23	50	4		
			マツ											
			その他											
			計				0.02	1		0.37	83	7		
			針広計				0.02	1		0.37	83	7		
伐 林	天 然	針 葉 樹	針広計											
			クヌギ							0.65	77	1		
			広葉樹											
			その他											
			計							0.65	77	1		
			針広計							0.65	77	1		
制限林非皆伐計				0.02	1		1.02	160	8					
制限林計	75.18	6,249	582	105.72	18,077	1,021	97.35	18,157	1,055					
総 計	皆 林	人	針	スギ	76.20	6,485	763	84.23	11,746	1,084	102.44	21,298	1,525	
				ヒノキ	153.01	12,117	1,344	231.91	34,363	2,684	313.10	60,080	4,305	
				マツ										
				その他				1.00	104	5				
				計	229.21	18,602	2,107	317.14	46,213	3,773	415.54	81,378	5,830	
				広葉樹	52.43	4,426	212	55.83	6,479	153	163.70	22,910	248	
	伐 林	天 然	針 葉 樹	針広計	281.64	23,028	2,319	372.97	52,692	3,926	579.24	104,288	6,078	
				クヌギ	29.58	3,023	96	39.21	4,455	68	52.15	7,888	68	
				広葉樹	43.16	3,083	187	25.16	2,120	91	10.12	1,134	33	
				その他				0.70	59	3				
				計	72.74	6,106	283	65.07	6,634	162	62.27	9,022	101	
				針広計	72.74	6,106	283	65.07	6,634	162	62.27	9,022	101	
				合計	354.38	29,134	2,602	438.04	59,326	4,088	641.51	113,310	6,179	

単位 面積:ha、蓄積・生長量:m<sup>3</sup>

普制別	伐採種	人天別	針広別	樹種	7齡級			8齡級			9齡級		
					面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量
普通林	皆伐	人工林	針葉樹	スギ	83.09	23,572	1,283	353.07	128,458	4,828	920.87	393,312	9,316
				ヒノキ	182.94	44,278	2,274	249.37	77,059	2,740	490.37	183,309	4,306
				マツ				0.48	98	2	0.49	108	3
				その他									
				計	266.03	67,850	3,557	602.92	205,615	7,570	1,411.73	576,729	13,625
				広葉樹	303.66	52,603	135	196.80	35,405	95	247.13	39,778	145
		天然林	針葉樹	針広計	569.69	120,453	3,692	799.72	241,020	7,665	1,658.86	616,507	13,770
				クヌギ	85.37	13,107	78	132.34	21,180	83	593.43	91,106	299
				広葉樹	10.84	1,524	36	41.86	5,764	65	188.71	28,135	235
				その他							0.07	11	
				計	96.21	14,631	114	174.20	26,944	148	782.21	119,252	534
				針広計	96.21	14,631	114	174.20	26,944	148	782.21	119,252	534
				普通林計	665.90	135,084	3,806	973.92	267,964	7,813	2,441.07	735,759	14,304
				制限林計									
制限林	皆伐	人工林	針葉樹	スギ	22.81	6,786	352	121.15	45,614	1,668	214.60	91,702	2,202
				ヒノキ	30.66	8,017	362	30.85	10,058	335	54.10	20,744	510
				マツ							0.05	11	
				その他									
				計	53.47	14,803	714	152.00	55,672	2,003	268.75	112,457	2,712
				広葉樹	14.08	2,536	6	17.10	2,659	14	10.61	1,837	6
		天然林	針葉樹	針広計	67.55	17,339	720	169.10	58,331	2,017	279.36	114,294	2,718
				クヌギ	0.48	81		6.35	1,086	4	50.71	7,447	37
				広葉樹	0.91	118	2	6.19	829	12	25.18	3,692	39
				その他				0.13	17				
				計	1.39	199	2	12.67	1,932	16	75.89	11,139	76
				針広計	1.39	199	2	12.67	1,932	16	77.90	11,605	82
				制限林皆伐計	68.94	17,538	722	181.77	60,263	2,033	357.26	125,899	2,800
				制限林計									
制限林	非皆伐	人工林	針葉樹	スギ	0.22	61	3	0.60	223	9	0.47	212	5
				ヒノキ				0.10	35	1	0.69	274	6
				マツ									
				その他									
				計	0.22	61	3	0.70	258	10	1.16	486	11
				広葉樹									
		天然林	針葉樹	針広計	0.22	61	3	0.70	258	10	1.16	486	11
				クヌギ				0.23	31				
				広葉樹							0.25	36	1
				その他									
				計				0.23	31		0.25	36	1
				針広計				0.23	31		0.25	36	1
				制限林非皆伐計	0.22	61	3	0.93	289	10	1.41	522	12
				制限林計	69.16	17,599	725	182.70	60,552	2,043	358.67	126,421	2,812
総計	皆伐	人工林	針葉樹	スギ	106.12	30,419	1,638	474.82	174,295	6,505	1,135.94	485,226	11,523
				ヒノキ	213.60	52,295	2,636	280.32	87,152	3,076	545.16	204,327	4,822
				マツ				0.48	98	2	0.54	119	3
				その他									
				計	319.72	82,714	4,274	755.62	261,545	9,583	1,681.64	689,672	16,348
				広葉樹	317.74	55,139	141	213.90	38,064	109	257.74	41,615	151
		天然林	針葉樹	針広計	637.46	137,853	4,415	969.52	299,609	9,692	1,939.38	731,287	16,499
				クヌギ	85.85	13,188	78	138.92	22,297	87	644.14	98,553	336
				広葉樹	11.75	1,642	38	48.05	6,593	77	214.14	31,863	275
				その他				0.13	17		0.07	11	
				計	97.60	14,830	116	187.10	28,907	164	858.35	130,427	611
				針広計	97.60	14,830	116	187.10	28,907	164	860.36	130,893	617
				合計	735.06	152,683	4,531	1,156.62	328,516	9,856	2,799.74	862,180	17,116
				制限林計									

単位 面積:ha、蓄積・生長量:m<sup>3</sup>

普制別	伐採種	人天別	針広別	樹種	10齡級			11齡級			12齡級		
					面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量
普通林	皆伐	人工	針葉樹	スギ	1,828.96	88		209			148	5,482	
				ヒノキ	901.47	5		25			49	1,772	
				マツ	7.71								
				その他	2.08	0		0			1	32	
				計	2,740.22	94		234			198	7,286	
				広葉樹	257.47	15		23	1,160	189.00	71	5,082	
	皆伐	天然	針葉樹	計	2,997.69	109		257	1,160	189.00	269	12,368	
				針葉樹	1.65								
				クヌギ	850.30	1		11	645	98.00	12	1,011	
				広葉樹	573.13			0	4		1	69	
				その他	0.58								
				計	1,424.01	1		12	649	98.00	13	1,080	
	皆伐	天然	針広計	計	1,425.66	1		12	649	98.00	13	1,080	
				普通林計	4,423.35	110		268	1,809	287.00	282	13,448	
				針広計	4,423.35	110		268	1,809	287.00	282	13,448	
				普通林計	4,423.35	110		268	1,809	287.00	282	13,448	
制限林	皆伐	人工	針葉樹	スギ	456.68	31		84			63	2,546	
				ヒノキ	179.64	5		1			5	127	
				マツ	0.13								
				その他									
				計	636.45	36		85			68	2,673	
				広葉樹	17.14	1		3	78	17.00	16	831	
	皆伐	天然	針葉樹	計	653.59	37		88	78	17.00	84	3,504	
				針葉樹	0.95								
				クヌギ	26.12								
				広葉樹	65.06			14	376	69.00			
				その他				4	56	19.00			
				計	91.18			18	432	88.00			
	皆伐	天然	針広計	計	92.13			18	432	88.00			
				制限林皆伐計	745.72	37		105	510	105.00	84	3,504	
				針広計	745.72	37		105	510	105.00	84	3,504	
				制限林皆伐計	745.72	37		105	510	105.00	84	3,504	
皆伐	人工	針葉樹	スギ	9.92						0	2		
			ヒノキ	0.19						0	18		
			マツ										
			その他										
			計	10.11						0	20		
			広葉樹										
皆伐	天然	針葉樹	計	10.11						0	20		
			針葉樹										
			クヌギ										
			広葉樹	0.88									
			その他										
			計	0.88									
皆伐	天然	針広計	計	0.88									
			制限林非皆伐計	10.99						0	20		
制限林	皆伐	針広計	計	756.71	37		105	510	105.00	85	3,524		
			制限林計	756.71	37		105	510	105.00	85	3,524		
総計	皆伐	人工	針葉樹	スギ	2,295.56	120		293			212	8,030	
				ヒノキ	1,081.30	10		26			54	1,917	
				マツ	7.84								
				その他	2.08	0		0			1	32	
				計	3,386.78	130		319			267	9,979	
				広葉樹	274.61	16		26	1,238	206.00	87	5,913	
	皆伐	天然	針葉樹	計	3,661.39	146		344	1,238	206.00	354	15,892	
				針葉樹	2.60								
				クヌギ	876.42	1		11	645	98.00	12	1,011	
				広葉樹	639.07			14	380	69.00	1	69	
				その他	0.58			4	56	19.00			
				計	1,516.07	1		29	1,081	186.00	13	1,080	
	皆伐	天然	針広計	計	1,518.67	1		29	1,081	186.00	13	1,080	
				合計	5,180.06	147		373	2,319	392.00	367	16,972	
				針広計	5,180.06	147		373	2,319	392.00	367	16,972	
				合計	5,180.06	147		373	2,319	392.00	367	16,972	

単位 面積:ha、蓄積・生長量:m<sup>3</sup>

普制別	伐採種	人天別	針広別	樹種	13齡級			14齡級			15齡級			
					面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量	
普通林	皆伐	人工	針葉樹	スギ	1,265.00	109	8,649	1,149.00	70	9,692	835.00	72	15,037	
				ヒノキ	316.00	80	5,869	758.00	129	19,005	1,390.00	158	30,866	
				マツ										
				その他	7.00								1	119
				樹計	1,588.00	189	14,518	1,907.00	199	28,697	2,225.00	231	46,022	
				広葉樹	431.00	40	3,873	158.00	55	5,726	154.00	97	13,279	
				針広計	2,019.00	228	18,391	2,065.00	254	34,423	2,379.00	328	59,301	
	天然	針葉樹	クヌギ	54.00	31	3,848	110.00	34	4,017	55.00	42	5,503		
			広葉樹	8.00	10	796	50.00	44	4,138	160.00	20	1,976		
			その他									1	71	
			樹計	62.00	41	4,644	160.00	78	8,155	215.00	62	7,550		
			針広計	62.00	41	4,644	160.00	78	8,155	215.00	62	7,550		
			普通林計	2,081.00	269	23,035	2,225.00	332	42,578	2,594.00	390	66,851		
			制限林	皆伐	人工	針葉樹	スギ	472.00	22	1,660	215.00	17	2,240	167.00
ヒノキ	37.00	31					2,411	318.00	38	6,045	415.00	79	15,924	
マツ														
その他												0	11	
樹計	509.00	53					4,071	533.00	54	8,285	582.00	95	19,133	
広葉樹	82.00	12					1,156	44.00	12	1,183	40.00	4	577	
針広計	591.00	65					5,227	577.00	66	9,468	622.00	99	19,710	
天然	針葉樹	クヌギ			10	1,041	38.00	0	9		0	46		
		広葉樹			27	1,914	114.00	10	905	38.00	5	552		
		その他						0	23	1.00				
		樹計			38	2,955	152.00	11	937	39.00	5	598		
		針広計			38	2,955	152.00	11	937	39.00	5	598		
		制限林皆伐計		591.00	103	8,182	729.00	77	10,405	661.00	104	20,308		
		非皆伐		人工	針葉樹	スギ								
ヒノキ	3.00										0	2		
マツ														
その他														
樹計	3.00											0	2	
広葉樹														
針広計	3.00											0	2	
天然	針葉樹	クヌギ												
		広葉樹												
		その他												
		樹計												
		針広計												
		制限林非皆伐計	3.00								0	2		
		制限林計	594.00	103	8,182	729.00	77	10,405	661.00	104	20,310			
総計	人工	針葉樹	スギ	1,737.00	131	10,309	1,364.00	87	11,932	1,002.00	88	18,235		
			ヒノキ	356.00	111	8,280	1,076.00	166	25,050	1,805.00	237	46,792		
			マツ											
			その他	7.00								1	130	
			樹計	2,100.00	242	18,589	2,440.00	253	36,982	2,807.00	326	65,157		
			広葉樹	513.00	52	5,029	202.00	67	6,909	194.00	101	13,856		
			針広計	2,613.00	294	23,618	2,642.00	320	43,891	3,001.00	427	79,013		
	天然	針葉樹	クヌギ	54.00	42	4,889	148.00	35	4,026	55.00	42	5,549		
			広葉樹	8.00	37	2,710	164.00	54	5,043	198.00	25	2,528		
			その他					0	23	1.00	1	71		
			樹計	62.00	79	7,599	312.00	89	9,092	254.00	67	8,148		
			針広計	62.00	79	7,599	312.00	89	9,092	254.00	67	8,148		
			合計	2,675.00	372	31,217	2,954.00	409	52,983	3,255.00	494	87,161		

単位 面積:ha、蓄積・生長量:m<sup>3</sup>

普 制 別	伐 採 種	人 天 別	針 広 別	樹 種	16齡級			17齡級			18齡級			
					面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量	
普 通 林	皆 林	人 工 林	針 葉 樹	スギ	1,071.00	85	24,058	1,286.00	127	46,277	1,649.00	432	182,684	
				ヒノキ	2,280.00	243	63,033	3,255.00	186	56,188	1,965.00	262	94,318	
				マツ		0	35	1.00				0	60	
				その他	3.00									
				計	3,354.00	328	87,126	4,542.00	313	102,465	3,614.00	694	277,062	
				広葉樹	174.00	167	26,541	119.00	282	51,023	125.00	193	34,396	
	伐 林	天 然 林	針 葉 樹	計	3,528.00	496	113,667	4,661.00	595	153,488	3,739.00	887	311,458	
				スギ	65.00	60	9,209	46.00	127	20,340	60.00	222	36,416	
				広葉樹	56.00	5	639	11.00	15	2,311	28.00	81	12,000	
				その他	2.00							0	7	
				計	123.00	64	9,848	57.00	142	22,651	88.00	303	48,423	
				針広計	123.00	64	9,848	57.00	142	22,651	88.00	303	48,423	
	普通林計					3,651.00	560	123,515	4,718.00	737	176,139	3,827.00	1,190	359,881
	制 限 林	皆 林	人 工 林	針 葉 樹	スギ	221.00	18	5,014	264.00	26	9,680	356.00	121	52,833
					ヒノキ	935.00	53	14,424	696.00	31	9,897	315.00	36	13,584
マツ														
その他														
計					1,156.00	71	19,438	960.00	57	19,577	671.00	157	66,417	
広葉樹					4.00	10	1,682	7.00	24	3,815	16.00	5	976	
伐 林		天 然 林	針 葉 樹	計	1,160.00	81	21,120	967.00	81	23,392	687.00	162	67,393	
				スギ		7	1,024	7.00	2	294		8	1,379	
				広葉樹	15.00	8	997	25.00	1	92	1.00	6	879	
				その他								0	18	
				計	15.00	15	2,021	32.00	2	386	1.00	14	2,276	
				針広計	15.00	15	2,021	32.00	2	386	1.00	14	2,276	
制限林皆伐計					1,175.00	96	23,141	999.00	83	23,778	688.00	176	69,669	
皆 林		天 然 林	針 葉 樹	スギ		0	45	3.00	1	213	8.00	0	82	
				ヒノキ		0	67	3.00	0	33	2.00	0	79	
	マツ													
	その他													
	計				0	112	6.00	1	246	10.00	0	161		
	針広計				0	112	6.00	1	246	10.00	0	161		
制 限 林	天 然 林	針 葉 樹	計		1	85	1.00				0	32		
			スギ		1	85	1.00				0	32		
			広葉樹											
			その他											
			計		1	85	1.00				0	32		
			針広計		1	85	1.00				0	32		
制限林非皆伐計						1	197	7.00	1	246	10.00	1	193	
制限林計					1,175.00	97	23,338	1,006.00	84	24,024	698.00	176	69,862	
総 計	皆 林	人 工 林	針 葉 樹	スギ	1,292.00	102	29,117	1,553.00	153	56,170	2,013.00	553	235,599	
				ヒノキ	3,215.00	297	77,524	3,954.00	218	66,118	2,282.00	299	107,981	
				マツ		0	35	1.00				0	60	
				その他	3.00									
				計	4,510.00	399	106,676	5,508.00	371	122,288	4,295.00	852	343,640	
				広葉樹	178.00	178	28,223	126.00	306	54,838	141.00	197	35,372	
	伐 林	天 然 林	針 葉 樹	計	4,688.00	577	134,899	5,634.00	676	177,126	4,436.00	1,049	379,012	
				スギ	65.00	68	10,318	54.00	129	20,634	60.00	230	37,827	
				広葉樹	71.00	13	1,636	36.00	16	2,403	29.00	88	12,879	
				その他	2.00							0	25	
				計	138.00	80	11,954	90.00	145	23,037	89.00	317	50,731	
				針広計	138.00	80	11,954	90.00	145	23,037	89.00	317	50,731	
	合計					4,826.00	657	146,853	5,724.00	821	200,163	4,525.00	1,367	429,743



単位 面積:ha、蓄積・生長量:m<sup>3</sup>

普制別	伐採種	人天別	針広別	樹種	19齡級			20齡級以上			人工林・天然林合計 (立木地)		
					面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量
普通林	皆伐	人工林	針葉樹	スギ	4,250.00	1,070	505,354	7,675.00	1,922	956,117	10,619.00	3,530	1,821,984
				ヒノキ	2,316.00	510	211,317	2,908.00	902	385,791	3,549.00	1,191	533,570
				マツ	1.00	5	841	9.00	9	2,289	10.00	26	6,200
				その他					2				
				計	6,567.00	1,585	717,512	10,592.00	2,835	1,344,197	14,178.00	4,747	2,361,754
		天然林	広葉樹	計	94.00	220	36,038	110.00	234	39,259	143.00	60	9,475
				針広計	6,661.00	1,805	753,550	10,702.00	3,069	1,383,456	14,321.00	4,807	2,371,229
				針葉樹		0	50		7	1,742	9.00	37	9,104
				クヌギ	107.00	636	101,845	284.00	679	110,570	299.00	327	53,154
				広葉樹	99.00	255	41,081	130.00	667	106,845	344.00	1,517	240,543
		天然林	針葉樹	その他		1	90		2	360		1	151
				計	206.00	891	143,016	414.00	1,348	217,775	643.00	1,845	293,848
				針広計	206.00	892	143,066	414.00	1,355	219,517	652.00	1,882	302,952
				普通林計	6,867.00	2,697	896,616	11,116.00	4,424	1,602,973	14,973.00	6,689	2,674,181
制限林	皆伐	人工林	針葉樹	スギ	1,202.00	233	109,923	1,517.00	529	263,400	2,676.00	987	513,328
				ヒノキ	321.00	53	22,727	304.00	180	79,522	713.00	227	107,583
				マツ		0	12		0	22		2	580
				その他									
				計	1,523.00	286	132,662	1,821.00	709	342,944	3,389.00	1,217	621,491
		天然林	広葉樹	計	2.00	11	1,966	6.00	17	2,853	14.00	1	170
				針広計	1,525.00	297	134,628	1,827.00	726	345,797	3,403.00	1,218	621,661
				針葉樹		2	496	4.00	1	228	1.00	1	258
				クヌギ	5.00	47	6,967	29.00	26	4,107	13.00	13	2,094
				広葉樹	12.00	26	3,913	18.00	69	10,461	47.00	188	30,825
		天然林	針葉樹	その他									
				計	17.00	73	10,880	47.00	95	14,568	60.00	201	32,919
				針広計	17.00	75	11,376	51.00	95	14,796	61.00	202	33,177
				制限林皆伐計	1,542.00	372	146,004	1,878.00	821	360,593	3,464.00	1,420	654,838
制限林	非皆伐	人工林	針葉樹	スギ	2.00	1	408	9.00	14	7,211	88.00	17	9,599
				ヒノキ	2.00	0	194	3.00	0	87	1.00	9	4,504
				マツ								1	172
				その他									
				計	4.00	1	602	12.00	14	7,298	89.00	27	14,275
		天然林	広葉樹	計								0	9
				針広計	4.00	1	602	12.00	14	7,298	89.00	27	14,284
				針葉樹									
				クヌギ									
				広葉樹		0	38		1	161	1.00	6	928
天然林	針葉樹	その他											
		計		0	38		1	161	1.00	6	928		
		針広計		0	38		1	161	1.00	6	928		
		制限林非皆伐計	4.00	2	640	12.00	15	7,459	90.00	33	15,212		
		制限林計	1,546.00	374	146,644	1,890.00	837	368,052	3,554.00	1,453	670,050		
総計	皆伐	人工林	針葉樹	スギ	5,454.00	1,303	615,685	9,201.00	2,465	1,226,728	13,383.00	4,534	2,344,911
				ヒノキ	2,639.00	564	234,238	3,215.00	1,082	465,400	4,263.00	1,428	645,657
				マツ	1.00	5	853	9.00	9	2,311	10.00	28	6,952
				その他					2				
				計	8,094.00	1,873	850,776	12,425.00	3,558	1,694,439	17,656.00	5,991	2,997,520
		天然林	広葉樹	計	96.00	231	38,004	116.00	251	42,112	157.00	61	9,654
				針広計	8,190.00	2,104	888,780	12,541.00	3,809	1,736,551	17,813.00	6,052	3,007,174
				針葉樹		2	546	4.00	8	1,970	10.00	38	9,362
				クヌギ	112.00	684	108,812	313.00	705	114,677	312.00	340	55,248
				広葉樹	111.00	281	45,032	148.00	737	117,467	392.00	1,711	272,296
		天然林	針葉樹	その他		1	90		2	360		1	151
				計	223.00	965	153,934	461.00	1,444	232,504	704.00	2,052	327,695
				針広計	223.00	967	154,480	465.00	1,451	234,474	714.00	2,090	337,057
				合計	8,413.00	3,071	1,043,260	13,006.00	5,261	1,971,025	18,527.00	8,141	3,344,231

単位 面積:ha、蓄積(竹林):束

普 制 別	伐 採 種	無立木地		更 新 困 難 地	竹 林			特殊林	民有林 面積計
		伐採跡地	未立木地		種 類	面 積	蓄 積	面 積	
普 通 林	皆 伐	218.05	1621.35	34.97	モウソウチク マタケ ハチク コサンチク その他	1,867.48 668.59 165.13 16.89 12.06	2,239,044 534,182 99,054 8,445 2,412	6.89	
		計	218.05	1,621.35	34.97		2,730.15	2,883,137	6.89
制 限 林	皆 伐	79.87	193.96	51.56	モウソウチク マタケ ハチク コサンチク その他	95.52 63.74 27.30 0.40 3.45	114,420 50,864 16,380 200 690	0.14	
		計	79.87	193.96	51.56		190.41	182,554	0.14
	非 皆 伐		0.67	1.64	モウソウチク マタケ ハチク コサンチク その他	3.46 10.44 0.30	4,152 8,352 180		
		計		0.67	1.64		14.20	12,684	0.00
制限 林計		79.87	194.63	53.20		204.61	195,238	0.14	8,445.61
総 計					モウソウチク マタケ ハチク コサンチク その他	1,966.46 742.77 192.73 17.29 15.51	2,357,616 593,398 115,614 8,645 3,102		
総合計		297.92	1,815.98	88.17		2,934.76	3,078,375	7.03	54,570.62

## (3)市町村別森林資源表

単位 面積:ha 蓄積:m3

区 分	総 数		立 木 地				
			合 計				
	面積	蓄積	計		針葉樹		
			面積	蓄積	面積	蓄積	
総 数	54,570.62	17,639,433	49,426.76	17,639,433	30,479.57	14,687,851	
緑 川 計 画 区	宇 土 市	2,431.86	480,009	2,277.51	480,009	861.30	277,926
	宇 城 市	5,619.57	1,486,781	5,300.11	1,486,781	2,229.29	1,051,289
	美 里 町	8,501.51	3,591,837	8,159.61	3,591,837	6,198.37	3,308,471
	宇城地域計	16,552.94	5,558,627	15,737.23	5,558,627	9,288.96	4,637,686
	御 船 町	5,156.98	1,500,045	4,249.23	1,500,045	2,609.22	1,243,343
	益 城 町	1,738.02	536,533	1,560.76	536,533	919.91	437,519
	甲 佐 町	2,557.17	852,015	2,393.78	852,015	1,476.75	706,444
	山 都 町	28,565.51	9,192,213	25,485.76	9,192,213	16,184.73	7,662,859
	上益城地域計	38,017.68	12,080,806	33,689.53	12,080,806	21,190.61	10,050,165

単位 面積:ha 蓄積:m3

区 分	立 木 地						
	合 計		人 工 林				
	広葉樹		計		針葉樹		
	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	
総 数	18,947.19	2,951,582	31,979.92	14,904,620	30,331.61	14,651,920	
緑 川 計 画 区	宇 土 市	1,416.21	202,083	873.69	279,816	858.49	277,607
	宇 城 市	3,070.82	435,492	2,281.87	1,058,285	2,216.81	1,049,164
	美 里 町	1,961.24	283,366	6,241.26	3,312,338	6,180.82	3,305,899
	宇城地域計	6,448.27	920,941	9,396.82	4,650,439	9,256.12	4,632,670
	御 船 町	1,640.01	256,702	2,670.47	1,251,521	2,606.63	1,242,661
	益 城 町	640.85	99,014	933.74	439,207	916.98	436,741
	甲 佐 町	917.03	145,571	1,506.63	710,059	1,476.59	706,402
	山 都 町	9,301.03	1,529,354	17,472.26	7,853,394	16,075.29	7,633,446
	上益城地域計	12,498.92	2,030,641	22,583.10	10,254,181	21,075.49	10,019,250

単位 面積:ha 蓄積:m3

区 分	立 木 地								
	人 工 林		天 然 林						
	広葉樹		計		針葉樹		広葉樹		
	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	
総 数	1,648.31	252,700	17,446.84	2,734,813	147.96	35,931	17,298.88	2,698,882	
緑 川 計 画 区	宇 土 市	15.20	2,209	1,403.82	200,193	2.81	319	1,401.01	199,874
	宇 城 市	65.06	9,121	3,018.24	428,496	12.48	2,125	3,005.76	426,371
	美 里 町	60.44	6,439	1,918.35	279,499	17.55	2,572	1,900.80	276,927
	宇城地域計	140.70	17,769	6,340.41	908,188	32.84	5,016	6,307.57	903,172
	御 船 町	63.84	8,860	1,578.76	248,524	2.59	682	1,576.17	247,842
	益 城 町	16.76	2,466	627.02	97,326	2.93	778	624.09	96,548
	甲 佐 町	30.04	3,657	887.15	141,956	0.16	42	886.99	141,914
	山 都 町	1,396.97	219,948	8,013.50	1,338,819	109.44	29,413	7,904.06	1,309,406
	上益城地域計	1,507.61	234,931	11,106.43	1,826,625	115.12	30,915	10,991.31	1,795,710

単位 面積:ha 蓄積:m3 (竹):束

区 分	竹 林		無 立 木 地			更新困難地	その他	
			計	伐採跡地	未立木地			
	面積	蓄積	面積	面積	面積	面積	面積	
総 数	2,934.76	(3,078,375)	2,113.90	297.92	1,815.98	88.17	7.03	
緑 川 計 画 区	宇 土 市	124.66	(129,804)	29.58	6.92	22.66	0.11	0.00
	宇 城 市	246.19	(255,915)	64.24	0.31	63.93	3.75	5.28
	美 里 町	165.15	(178,803)	169.43	71.47	97.96	6.12	1.20
	宇城地域計	536.00	(564,522)	263.25	78.70	184.55	9.98	6.48
	御 船 町	760.17	(810,796)	142.62	1.17	141.45	4.96	0.00
	益 城 町	132.93	(135,766)	37.54	32.38	5.16	6.50	0.29
	甲 佐 町	143.23	(159,130)	17.63	0.19	17.44	2.53	0.00
	山 都 町	1,362.43	(1,408,161)	1,652.86	185.48	1,467.38	64.20	0.26
	上益城地域計	2,398.76	(2,513,853)	1,850.65	219.22	1,631.43	78.19	0.55

## (4) 所有区分別林種別施業方法別面積蓄積表

単位 面積:ha 蓄積:m<sup>3</sup>

所有形態		育成単層林							
		針葉樹		広葉樹		針広計		針葉樹	
		面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
私有林	個人有林	23,217.92	11,320,495	1,165.14	185,208	24,383.06	11,505,703	151.39	37,256
	共有林	1,936.77	986,739	136.34	23,379	2,073.11	1,010,118	8.09	1,701
	会社有林	814.66	385,272	41.53	5,137	856.19	390,409	12.82	4,849
	団体有林	41.45	19,468	15.86	2,396	57.31	21,864		
	社寺有林	27.28	14,286	1.79	272	29.07	14,558	0.03	14
	組合有林	108.89	52,631	9.77	1,281	118.66	53,912		
	集落有林	695.33	339,131	163.93	24,519	859.26	363,650		
	計	26,842.30	13,118,022	1,534.36	242,192	28,376.66	13,360,214	172.33	43,820
県有林	純県有林	381.82	175,687	2.09	298	383.91	175,985		
	県行造林	184.38	95,981	10.90	1,823	195.28	97,804		
	県立学校林	31.44	15,814			31.44	15,814		
		計	597.64	287,482	12.99	2,121	610.63	289,603	
市町村有林	市町村有林	1,495.07	731,330	57.90	5,980	1,552.97	737,310	0.59	211
	市町村学校有林	71.74	41,136			71.74	41,136	1.20	391
		計	1,566.81	772,466	57.90	5,980	1,624.71	778,446	1.79
	財産区有林	0.91	431			0.91	431		
	公社造林	410.19	141,043	0.81	108	411.00	141,151		
	公団造林	721.87	281,667	8.28	371	730.15	282,038	3.74	
	その他	13.86	6,358	0.82	111	14.68	6,469	0.17	29
	合計	30,153.58	14,607,469	1,615.16	250,883	31,768.74	14,858,352	178.03	44,451

所有形態		育成単層林							
		針葉樹		広葉樹		針広計		針葉樹	
		面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
私有林	個人有林	4.23	998	2,077.25	334,075	2,081.48	335,073		
	共有林	0.08	25	272.44	43,710	272.52	43,735		
	会社有林	0.44	100	68.13	10,000	68.57	10,100		
	団体有林			3.89	739	3.89	739		
	社寺有林			1.60	88	1.60	88		
	組合有林			36.11	5,100	36.11	5,100		
	集落有林	1.94	561	237.06	35,762	239.00	36,323		
	計	6.69	1,684	2,696.48	429,474	2,703.17	431,158		
県有林	純県有林			1.75	289	1.75	289		
	県行造林								
	県立学校林			0.21	32	0.21	32		
		計			1.96	321	1.96	321	
市町村有林	市町村有林			51.56	8,011	51.56	8,011		
	市町村学校有林	0.27	80	0.39	74	0.66	154		
		計	0.27	80	51.95	8,085	52.22	8,165	
	財産区有林								
	公社造林			0.86	135	0.86	135		
	公団造林			22.87	1,292	22.87	1,292		
	その他			2.01	285	2.01	285		
	合計	6.96	1,764	2,776.13	439,592	2,783.09	441,356		

単位 面積:ha 蓄積:m<sup>3</sup>

人工林									
育成複層林				人工林計					
広葉樹		針広計		針葉樹		広葉樹		針広計	
面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
18.00	1,068	169.39	38,324	23,369.31	11,357,751	1,183.14	186,276	24,552.45	11,544,027
0.77	23	8.86	1,724	1,944.86	988,440	137.11	23,402	2,081.97	1,011,842
13.96	698	26.78	5,547	827.48	390,121	55.49	5,835	882.97	395,956
				41.45	19,468	15.86	2,396	57.31	21,864
		0.03	14	27.31	14,300	1.79	272	29.10	14,572
				108.89	52,631	9.77	1,281	118.66	53,912
				695.33	339,131	163.93	24,519	859.26	363,650
32.73	1,789	205.06	45,609	27,014.63	13,161,842	1,567.09	243,981	28,581.72	13,405,823
				381.82	175,687	2.09	298	383.91	175,985
				184.38	95,981	10.90	1,823	195.28	97,804
				31.44	15,814			31.44	15,814
				597.64	287,482	12.99	2,121	610.63	289,603
0.07	4	0.66	215	1,495.66	731,541	57.97	5,984	1,553.63	737,525
0.35	24	1.55	415	72.94	41,527	0.35	24	73.29	41,551
0.42	28	2.21	630	1,568.60	773,068	58.32	6,008	1,626.92	779,076
				0.91	431			0.91	431
				410.19	141,043	0.81	108	411.00	141,151
		3.74		725.61	281,667	8.28	371	733.89	282,038
		0.17	29	14.03	6,387	0.82	111	14.85	6,498
33.15	1,817	211.18	46,268	30,331.61	14,651,920	1,648.31	252,700	31,979.92	14,904,620

天然林									
育成複層林				天然生林					
広葉樹		針広計		針葉樹		広葉樹		針広計	
面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
0.81	126	0.81	126	118.86	28,873	12,009.86	1,870,729	12,128.72	1,899,602
0.15	15	0.15	15	10.48	2,485	1,079.33	169,943	1,089.81	172,428
				2.03	400	351.95	53,108	353.98	53,508
				0.10	31	30.13	4,462	30.23	4,493
						21.75	3,339	21.75	3,339
						9.22	1,351	9.22	1,351
				7.48	1,932	497.30	75,024	504.78	76,956
0.96	141	0.96	141	138.95	33,721	13,999.54	2,177,956	14,138.49	2,211,677
				0.05	9	29.05	4,345	29.10	4,354
						24.06	3,903	24.06	3,903
						1.57	254	1.57	254
				0.05	9	54.68	8,502	54.73	8,511
				2.00	437	359.15	56,507	361.15	56,944
						7.98	1,530	7.98	1,530
				2.00	437	367.13	58,037	369.13	58,474
						0.99	155	0.99	155
						0.28	43	0.28	43
						73.68	10,587	73.68	10,587
0.01	2	0.01	2			25.48	3,867	25.48	3,867
0.97	143	0.97	143	141.00	34,167	14,521.78	2,259,147	14,662.78	2,293,314



単位 面積:ha 蓄積:m<sup>3</sup>

所有形態		天 然 林						人工林天然林計	
		天 然 林 計							
		針 葉 樹		広 葉 樹		針 広 計		針 葉 樹	
		面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
私有林	個人有林	123.09	29,871	14,087.92	2,204,930	14,211.01	2,234,801	23,492.40	11,387,622
	共有林	10.56	2,510	1,351.92	213,668	1,362.48	216,178	1,955.42	990,950
	会社有林	2.47	500	420.08	63,108	422.55	63,608	829.95	390,621
	団体有林	0.10	31	34.02	5,201	34.12	5,232	41.55	19,499
	社寺有林			23.35	3,427	23.35	3,427	27.31	14,300
	組合有林			45.33	6,451	45.33	6,451	108.89	52,631
	集落有林	9.42	2,493	734.36	110,786	743.78	113,279	704.75	341,624
	計	145.64	35,405	16,696.98	2,607,571	16,842.62	2,642,976	27,160.27	13,197,247
県有林	純県有林	0.05	9	30.80	4,634	30.85	4,643	381.87	175,696
	県行造林			24.06	3,903	24.06	3,903	184.38	95,981
	県立学校林			1.78	286	1.78	286	31.44	15,814
		計	0.05	9	56.64	8,823	56.69	8,832	597.69
市町村有林	市町村有林	2.00	437	410.71	64,518	412.71	64,955	1,497.66	731,978
	市町村学校有林	0.27	80	8.37	1,604	8.64	1,684	73.21	41,607
		計	2.27	517	419.08	66,122	421.35	66,639	1,570.87
財産区有林				0.99	155	0.99	155	0.91	431
公社造林				1.14	178	1.14	178	410.19	141,043
公団造林				96.55	11,879	96.55	11,879	725.61	281,667
その他				27.50	4,154	27.50	4,154	14.03	6,387
合計		147.96	35,931	17,298.88	2,698,882	17,446.84	2,734,813	30,479.57	14,687,851

単位 面積:ha 蓄積:m<sup>3</sup>

人工林天然林計				無立木地		更 新 困 難 地	竹 林		特 殊 林	総 合 計
広 葉 樹		針 広 計		伐 採 跡 地	未 立 木 地		面 積	蓄 積(束)		
面 積	蓄 積	面 積	蓄 積							
15,271.06	2,391,206	38,763.46	13,778,828	178.10	998.77	38.91	2,717.06	2,859,158	5.63	42,701.93
1,489.03	237,070	3,444.45	1,228,020	17.48	246.16	3.49	144.46	150,188	0.71	3,856.75
475.57	68,943	1,305.52	459,564	23.51	98.91	0.77	22.29	22,530	0.34	1,451.34
49.88	7,597	91.43	27,096		2.98		0.25	244		94.66
25.14	3,699	52.45	17,999	0.09	1.37		3.40	3,660	0.24	57.55
55.10	7,732	163.99	60,363	1.20	69.41	0.20	6.26	5,855		241.06
898.29	135,305	1,603.04	476,929	14.44	215.71	0.37	27.29	23,019		1,860.85
18,264.07	2,851,552	45,424.34	16,048,799	234.82	1,633.31	43.74	2,921.01	3,064,654	6.92	50,264.14
32.89	4,932	414.76	180,628		1.16	20.12	1.99	2,164		438.03
34.96	5,726	219.34	101,707	10.92	1.76	18.81				250.83
1.78	286	33.22	16,100							33.22
69.63	10,944	667.32	298,435	10.92	2.92	38.93	1.99	2,164		722.08
468.68	70,502	1,966.34	802,480	37.64	175.89	3.34	8.83	8,489	0.11	2,192.15
8.72	1,628	81.93	43,235		0.27		0.42	504		82.62
477.40	72,130	2,048.27	845,715	37.64	176.16	3.34	9.25	8,993	0.11	2,274.77
0.99	155	1.90	586							1.90
1.95	286	412.14	141,329		0.99	1.12				414.25
104.83	12,250	830.44	293,917	5.08	1.58	1.01				838.11
28.32	4,265	42.35	10,652	9.46	1.02	0.03	2.51	2,564		55.37
18,947.19	2,951,582	49,426.76	17,639,433	297.92	1,815.98	88.17	2,934.76	3,078,375	7.03	54,570.62

(5) 制限林の種類別面積

単位:ha

区分	保安林											保安林計
	水源 かん養 保安林	土砂流出 防備 保安林	土砂崩壊 防備 保安林	防風 保安林	潮害防備 保安林	干害防備 保安林	落石防止 保安林	防火 保安林	保健 保安林	その他 保安林	保安林計	
総数	4,616 4,616	1,470 1,470	68 68				25 25		48 33 81	4 4	28 6,216 6,264	
宇土市		27 27	1 1								28 28	
宇城市	126 126	67 67	1 1			2 2		8 22 30			8 218 226	
美里町	987 987	265 265	47 47			11 11					1,310 1,310	
御船町	74 74	85 85				1 1		20 20			20 160 180	
益城町	213 213	19 19						20 11 31			243 263	
甲佐町		73 73				5 5					78 78	
山都町	3,216 3,216	934 934	19 19			6 6				4 4	4,179 4,179	

注:保安林計、総合計の欄については、上段が重複指定面積、中段が突面積、下段が延べ面積。(資料:森林保全課)

単位:ha

区分	国立公園				自然公園				定立公園				県立公園		
	特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	計	特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	計	特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	計
総数												77		77	77
宇土市															
宇城市															
美里町															
御船町															
益城町															
甲佐町															
山都町														77	77
緑川計画区															

単位:ha

区分	自然公園				その他の制限林							総合計
	自立公園		計	自然公園計	保安施設地区	砂防指定地	都市計画法による風致地区	自然環境保全法による県自然環境保全地域の特別地区	急傾斜地崩壊危険区域	その他	その他制限林計	
	第2種特別地域	第3種特別地域										
総数	1,076	1,357	2,433	2,510		0			127		127	28
	1,076	1,357	2,433	2,510		0			127		127	8,853
宇土市												28
宇城市	126	6	132	132		0.22						28
	126	6	132	132		0.22						8
美里町	41	327	368	368								350
	41	327	368	368								358
御船町	57	67	124	124								1,678
	57	67	124	124								1,678
益城町												20
												284
甲佐町	90	47	137	137								304
	90	47	137	137								243
山都町	762	910	1,672	1,749					127		127	263
	762	910	1,672	1,749					127		127	215
												215
												6,055
												6,055

## (6) 樹種別材積表

単位:m3

樹種 林種	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	広葉樹等	その他 針葉樹	その他 広葉樹	計
	総数	11,654,604	2,966,812	66,273	629,610	2,302,439	162	19,533
人工林	11,654,604	2,966,812	30,342	236,555		162	16,145	14,904,620
天然林			35,931	393,055	2,302,439		3,388	2,734,813

資料:熊本県森林整備課

## (7) 荒廃地等の面積

単位:ha

区分	荒 廃 林 地				海 岸 砂 地	せき悪 林 地	備考
	総 数	崩壊地	地すべ り 地	崩 壊 危 険 地			
総 数	1,447.09	3.10	272.00	1,171.99	0.00	0.00	
宇 土 市	44.53	0.00	0.00	44.53	0.00	0.00	
宇 城 市	132.26	0.12	0.00	132.14	0.00	0.00	
美 里 町	323.83	0.89	0.00	322.94	0.00	0.00	
宇城地域計	500.62	1.01	0.00	499.61	0.00	0.00	
御 船 町	99.37	0.27	0.00	99.10	0.00	0.00	
益 城 町	63.30	0.00	0.00	63.30	0.00	0.00	
甲 佐 町	74.46	0.02	0.00	74.44	0.00	0.00	
山 都 町	709.34	1.80	272.00	435.54	0.00	0.00	
上益城地域計	946.47	2.09	272.00	672.38	0.00	0.00	

資料:熊本県森林保全課

## (8) 森林の被害

単位 面積:ha

種類 年度	気象災害			病虫害			獣害			林野火災		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
総数							3.52	6.70	2.97	1.92	0.60	
宇土市												
宇城市							0.46		0.07			
美里町									0.20			
宇城地域計							0.46		0.27			
御船町							1.51	0.34	1.64	0.62	0.60	
益城町								5.58	0.47			
甲佐町							0.04	0.49				
山都町							1.51	0.29	0.59	1.30		
上益城地域計							3.06	6.70	2.70	1.92	0.60	

注1 火災、スギカミキリ、松くい虫、シカ等被害の顕著なものにつき、過去3カ年分を記載する。

2 被害面積は実損面積とする。

3 記載に当たっては、「森林被害報告について」(昭和53年5月16日付け53林野保第235号林野庁長官通知)を参照のこと。

### 3 林業の動向

#### (1) 保有山林規模別経営体数

区 分		総数	保 有 山 林 規 模 (ha)										
			保有山 林なし	1~3 未満	3~ 5	5~ 10	10~ 20	20~ 30	30~ 50	50~ 100	100~ 500	500~ 1000	1000 以上
緑 川 計 画 区	宇 土 市	4	-	1	-	3	-	-	-	-	-	-	-
	宇 城 市	2	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	美 里 町	21	1	1	5	4	6	1	1	1	1	-	-
	宇城地域計	27	1	2	5	7	6	1	1	1	1	-	-
	御 船 町	6	1	-	4	1	-	-	-	-	-	-	-
	益 城 町	2	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	甲 佐 町	3	-	-	-	2	-	-	-	-	-	1	-
	山 都 町	181	-	3	50	65	38	13	7	5	-	-	-
	上益城地域計	192	1	3	54	68	38	13	7	5	X	1	X
	総 数	219	2	5	59	75	44	14	8	6	1	1	X
白川・菊池川計画区		575	12	20	131	130	133	56	43	25	18	0	4
球磨川計画区		390	22	6	62	70	89	33	32	29	30	9	8
天草計画区		71	0	1	12	19	15	3	8	5	4	2	1
県 計		1,255	36	32	264	294	281	106	91	65	53	12	13

出典：2020年農林業センサス(農林業経営体調査)



(2) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 構成

単位 員数:人 金額:千円 面積:ha

区分	市町村	組合名	組合員数	常勤役 職員数	出資金総額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積
森林 組合	総 数	(1組合)	6,241	24	212,821	30,602
	宇土市、宇城市、美里 町、御船町、嘉島町、益 城町、甲佐町、山都町 (旧蘇陽町を除く)	緑川	6,241	24	212,821	30,602
生産 森林 組合	総 数	(1組合)	93	0	6,510	58
	山都町	下名連石	93	0	6,510	58

資料:熊本県団体支援課(R4森林組合一斉調査)

調査時点:令和4年5月31日現在

イ 事業内容及び活動状況等

区分	組合名	事業 総取扱高 千円	素材取扱量			加工 (小径木・ チップ含 む) m <sup>3</sup>	造林		購買 売上高 千円	金融期末 貸付残高 千円	作業班 員数 人
			販売 m <sup>3</sup>	林産 m <sup>3</sup>	計 m <sup>3</sup>		新植 ha	保育 ha			
森	(1組合)	557,235	2,887	26,863	29,750	0	35	368	46,698	0	54
	緑川	557,235	2,887	26,863	29,750	0	35	368	46,698	0	54
林											
組											
合											

区分	組合名	立木 販売量 m <sup>3</sup>	木材販売量			立木の伐採			森林造成	
			一般用材 m <sup>3</sup>	パルプ その他 m <sup>3</sup>	計 m <sup>3</sup>	主伐 ha	間伐 ha	計 ha	新植 ha	保育 ha
生産 森林 組合	(1組合)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	下名連石	0	0	0	0	0	0	0	0	0

資料:熊本県団体支援課(令和4年度森林組合一斉調査)

調査時点:令和4年5月31日現在

(3)林業事業者等の現況

単位 事業量:m3

区分	造林業		素材生産業		木材卸売業		素材市売市場		木 材 業		木 ツ プ		製 成 材		造 業	
	事業体数	事業体数	事業量	事業体数	事業体数	事業量	市場数	事業量	事業体数	事業量	事業体数	事業量	事業体数	事業量	事業体数	事業量
総数	1	28	108,254	53	2	103,362	20	65,724	5	56,592	0	0	1	-	-	
宇土市	-	1	-	3	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	
宇城市	-	2	-	10	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	
美里町	-	-	-	2	-	-	2	-	1	-	-	-	-	-	-	
宇城地域計	0	3	-	15	0	0	8	-	1	-	-	0	0	0	0	
御船町	1	1	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	
嘉島町	-	1	-	6	1	-	3	-	1	-	-	-	-	-	-	
益城町	-	1	-	4	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	
甲佐町	-	1	-	2	-	-	2	-	1	-	-	-	-	-	-	
山都町	-	21	-	24	1	-	5	-	2	-	-	-	-	-	-	
上益城地域計	1	25	-	38	2	-	12	-	4	-	0	0	1	-	-	

注1 事業体数については、一の事業者が2以上の事業種を兼ねている場合は、それぞれに事業体数を計上する。

2 素材生産業の事業量は、各市町村において生産された素材材積(国有林分含む。)とする。

(4) 林業労働力の概況（林業就業者数）

単位：人

区分	総計	年齢区分別														
		15～ 19	20～ 24	25～ 29	30～ 34	35～ 39	40～ 44	45～ 49	50～ 54	55～ 59	60～ 64	65～ 69	70～ 74	75～ 79	80～ 84	85～
宇土市	13	0	1	0	1	0	1	1	5	2	0	0	0	1	1	0
宇城市	19	0	3	0	1	5	0	2	2	2	2	0	0	0	0	0
美里町	25	0	0	1	2	2	1	1	2	5	1	2	4	2	1	1
宇城地域計	57	0	4	1	4	7	2	4	9	9	3	4	4	3	2	1
御船	32	0	3	3	0	6	1	5	2	2	3	3	3	1	0	0
嘉島町	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
益城町	5	0	0	0	2	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0
甲佐町	9	0	0	1	1	0	1	0	0	1	3	1	1	0	0	0
山都町	139	0	6	5	15	10	5	4	11	21	23	19	13	4	3	0
上益城地域計	187	0	9	11	18	17	7	9	14	24	29	24	17	5	3	0
総数	244	0	13	12	22	24	9	13	23	33	32	28	21	8	5	1
白川・菊池川計画区	868	8	33	45	54	67	98	93	77	128	108	61	57	30	8	1
球磨川計画区	1,139	15	57	46	91	95	129	106	88	133	146	109	76	32	11	5
天草計画区	147	0	3	5	14	8	23	20	22	14	16	15	2	1	0	4
県計	2,398	23	106	108	181	194	259	232	210	308	302	213	156	71	24	11

資料：熊本県林業統計要覧（令和3年度版）

(5) 林業機械化の概況

機 械 種 名	説 明	単 位	緑川計画区			白川・ 菊池川 計画区	球磨川 計画区	天 草 計画区	総計	
			宇城	上益城	計					
高性能 林業 機械	フェラーバンチャ	立木を伐倒、集積する自走式機械	台			0	1	8	1	10
	ハーベスタ	伐倒、枝払い、玉切りする自走式機械	台			0				0
	プロセッサ	枝払い、玉切りする自走式機械	台	1	9	10	22	98	1	131
	スキッダ	牽引式集材専用のトラクタ	台	3	2	5	15	5		25
	フォワーダ	積載式集材専用車両	台	4	19	23	30	102	6	161
	タワーヤーダ	元柱を具備した自走式機械	台			0		3		3
	スイングヤーダ	旋回可能なブームを装備する集材機械	台		5	5	5	51	1	62
	グラップルバケット	バケットとグラップルの機能を持つ自走式機械	台	5	1	6	10	51	1	68

注) 令和4年度(2022年度)林業機械・器具現況調査による。

## (6)作業路網等の整備の概況

単位:m

区 分		路 線 数	延 長	備 考
総 数		2,371	1,189,075	
宇城	宇 土 市	22	12,226	
	宇 城 市	6	4,356	
	美 里 町	204	120,587	
	小 計	232	137,169	
上益城	御 船 町	166	90,476	
	嘉 島 町	0	0	
	益 城 町	14	14,002	
	甲 佐 町	50	43,203	
	山 都 町	1,909	904,225	
	小 計	2,139	1,051,906	

資料：熊本県森林整備課

注)熊本県林業統計要覧(令和3年度版)の開設累計に、令和4年度開設実績を加算したもの。

(7) 持続的伐採可能量

第1表 主伐(皆伐)上限量の目安(年間)

主伐(皆伐)上限量の目安(千m <sup>3</sup> )
178

第2表 再造林率に応じた持続的伐採可能量(年間)

単位 再造林率:% 材積:千m<sup>3</sup>

再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100	178	102	280
90	160		262
80	142		244
70	125		227
60	107		209
50	89		191
40	71		173
30	53		155
20	36		138
10	18		120

4 県内森林資源の推移

(1) 全県

資料：民有林資源調査書(各年4月1日現在)

区分	森 林 資 源 の 状 況													
	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総数	398,965	398,907	398,778	398,477	398,177	398,188	398,092	397,384	397,475	397,262	396,949	396,826	397,475	396,064
人	241,907	242,016	241,942	241,793	241,932	242,106	242,070	241,430	241,578	241,394	241,320	241,616	241,677	241,575
工	138,579	138,546	138,542	138,157	137,914	137,957	138,062	137,907	138,045	138,072	138,023	138,607	139,051	139,030
積	91,536	91,636	91,624	91,714	91,641	91,610	91,409	90,998	90,970	90,801	90,780	90,391	89,988	89,791
林	11,792	11,834	11,776	11,922	12,377	12,539	12,599	12,525	12,563	12,521	12,518	12,617	12,563	12,753
ha	126,869	126,757	126,565	126,292	125,833	125,686	125,830	125,655	125,641	125,453	125,269	125,021	124,910	124,516
天然林	30,189	30,134	30,271	30,392	30,412	30,396	30,192	30,299	30,256	30,415	30,360	30,189	30,185	29,973
その他	114,734	116,552	118,197	119,703	120,819	121,892	123,076	123,800	125,167	126,156	127,265	127,963	125,167	129,718
総数	93,973	95,666	97,213	98,621	99,705	100,707	101,805	102,608	103,851	104,792	106,056	106,687	107,606	108,312
蓄	61,892	62,811	63,670	64,363	64,827	65,278	65,814	66,229	66,871	67,307	68,021	68,298	68,870	69,155
人	29,969	30,711	31,377	32,063	32,653	33,186	33,720	34,109	34,683	35,170	35,699	36,034	36,360	36,745
工	2,112	2,144	2,166	2,195	2,225	2,244	2,271	2,270	2,297	2,315	2,336	2,356	2,297	2,412
積	20,761	20,886	20,984	21,082	21,114	21,185	21,270	21,192	21,316	21,364	21,209	21,276	21,356	21,406
林	9,451	10,380	10,359	10,324	10,298	10,281	10,237	10,179	10,179	10,153	10,094	10,054	10,154	9,962
千														
m <sup>3</sup>														
天然林														
その他(千束)														

(2) 緑川計画区

区分	森 林 資 源 の 状 況													
	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総数	54,898	54,947	54,896	54,720	54,726	54,736	54,696	54,700	54,694	54,667	54,595	54,609	54,608	54,571
人	32,034	32,052	32,035	31,795	31,836	31,869	31,940	31,935	31,951	31,910	31,898	31,935	31,927	31,980
工	23,156	23,151	23,119	22,900	22,886	22,867	22,919	22,936	22,953	22,907	22,900	22,936	22,947	22,970
積	7,231	7,242	7,245	7,225	7,228	7,249	7,260	7,237	7,232	7,237	7,231	7,231	7,202	7,228
林	1,647	1,659	1,671	1,670	1,722	1,753	1,761	1,762	1,766	1,767	1,767	1,768	1,778	1,782
ha	17,837	17,833	17,794	17,683	17,677	17,673	17,602	17,598	17,586	17,567	17,513	17,510	17,506	17,447
天然林	5,027	5,062	5,067	5,242	5,213	5,194	5,153	5,166	5,157	5,190	5,184	5,164	5,176	5,144
その他	16,155	16,364	16,518	16,567	16,723	16,723	17,002	17,118	17,212	17,339	17,398	17,506	17,530	17,639
総数	13,415	13,612	13,762	13,820	13,965	14,061	14,239	14,350	14,441	14,564	14,660	14,763	14,790	14,905
人	10,651	10,791	10,895	10,919	11,018	11,079	11,206	11,291	11,348	11,432	11,495	11,562	11,583	11,655
工	2,512	2,568	2,611	2,643	2,685	2,718	2,764	2,788	2,821	2,857	2,887	2,922	2,925	2,967
積	252	253	256	258	262	264	268	271	272	275	278	280	282	283
林	2,740	2,752	2,756	2,747	2,758	2,763	2,763	2,769	2,771	2,775	2,738	2,743	2,740	2,735
天然林	3,133	3,132	3,121	3,104	3,104	3,103	3,092	3,092	3,094	3,092	3,087	3,085	3,101	3,078
その他(千束)														
千														
m <sup>3</sup>														



林道開設・拡張計画数量の箇所別明細（既設林道を含む）

計画期間(R6. 4. 1~R16. 3. 31) 単位 延長:m

登載区分	種類	林業 専用道	市町村	路線名	既設延長	全体計画 延長	開設計画		拡張計画		前半 5力年の 計画箇所	路線 コード	国 調整	備 考
							改築延長	新設延長	改良延長	舗装延長				
既設	管理		宇城市	白岩線	869	869						101A	無	
既設	管理		宇城市	上糸石線	1,595	1,595						102A	無	202A→102A
既設	管理		宇城市	山本線	1,708	1,708						103A	無	203A→103A
			<b>宇城市 計</b>		<b>4,172</b>	<b>4,172</b>								
既設	基幹		美里町	中央砥用線	24,201	24,201						88	有	
既設	管理		美里町	小筵線	850	850						101A	無	
既設	管理		美里町	栲線	500	500						102A	無	
既設	管理		美里町	黒谷線	7,693	7,693						104A	無	
既設	管理		美里町	糸原線	1,444	1,444						106A	無	広域開設後106B
既設	管理		美里町	荒谷線	1,400	1,400						107A	無	
既設	管理		美里町	水守線	2,063	2,063						108A	無	広域開設後108B
既設	管理		美里町	姫橋線	1,017	1,017				1,017		109A	無	
既設	管理		美里町	勢井線	250	250						110A	無	
既設	管理		美里町	中村線	740	740						111A	無	
既設	管理		美里町	塩井戸線	3,881	3,881				2,914		112A	無	
既設	管理		美里町	黒木線	5,592	5,592				4,308	○	113A	無	205A→113A
既設	管理		美里町	柏川線	6,157	6,157			500			114A	無	207A→114A
既設	管理		美里町	藤木線	5,141	5,141				300		115A	無	208A→115A
既設	管理		美里町	黒仁田線	901	901						116B	無	大窪線開設後 116A 209A,B→116A,B
既設	管理		美里町	萱野小筵線	2,449	2,449						117A	無	201A→117A
既設	管理		美里町	北井手ノ谷線	1,075	1,075						118A	無	203B→118A
既設	管理		美里町	尾猿線	3,420	3,420						119A	無	204A→119A
先線開設	管理		美里町	大窪線	<u>6,894</u>	<u>7,109</u>		<u>215</u>		500	○	206A	無	
先線開設	管理		美里町	早楠線	<u>2,931</u>	5,500		<u>2,569</u>			○	210B	無	
先線開設	管理		美里町	洞岳線	<u>7,904</u>	14,645		<u>6,741</u>			○	211A	無	113A→211A
			<b>美里町 計</b>		<b>86,503</b>	<b>96,028</b>		<b>9,525</b>	500	9,039				
			<b>宇城地域 計</b>		<b>90,675</b>	<b>100,200</b>		<b>9,525</b>	500	9,039				
既設	基幹		御船町	矢部水越線	4,340	4,340						85	無	
既設	管理		御船町	藤木線	573	573						101A	無	
既設	管理		御船町	下梅木線	875	875						102A	無	
既設	管理		御船町	天君線	288	288						103A	無	
既設	管理		御船町	辺田見線	1,538	1,538						104A	無	
既設	管理		御船町	福山線	846	846						105A	無	
既設	管理		御船町	赤松線	1,070	1,070			250		○	106A	無	
既設	管理		御船町	高松線	2,627	2,627						107A	無	
既設	管理		御船町	大蔵線	3,341	3,341						108A	無	
新規開設	管理		御船町	上梅木線		1,500						201A	無	
			<b>御船町 計</b>		<b>15,498</b>	<b>16,998</b>			250					
既設	管理		益城町	川内田線	1,542	1,542			11		○	101A	無	
既設	管理		益城町	船野山線	2,866	2,866						102A	無	
既設	管理		益城町	飯田山線	3,157	3,157						103A	無	
			<b>益城町 計</b>		<b>7,565</b>	<b>7,565</b>			11					
既設	管理		甲佐町	本坂谷線	4,385	4,385						101A	無	
既設	管理		甲佐町	倉谷線	738	738						102A	無	
既設	管理		甲佐町	上揚線	1,105	1,105						103A	無	
既設	管理		甲佐町	山ノ神線	957	957						104B	無	
既設	管理		甲佐町	田代線	950	950						105B	無	上早川線開設後 105A
既設	管理		甲佐町	六谷線	3,380	3,380						106B	無	
既設	管理		甲佐町	山上幹線	8,815	8,815						107A	無	201A→107A
新規開設	管理		甲佐町	尾北線		5,100						203A	無	
先線開設	管理		甲佐町	広瀬線	800	2,900						204A	無	既設204B→108B
新規開設	管理		甲佐町	上早川線		3,800						206A	無	
			<b>甲佐町 計</b>		<b>21,130</b>	<b>32,130</b>								

単位 延長:m

登載区分	種類	林業 専用道	市町村	路線名	既設延長	全体計画 延長	開設計画		拡張計画		前年度の 計画箇所	路線 コード	国 調整	備 考
							改築延長	新設延長	改良延長	舗装延長				
既設	緑幹線		山都町	菊池人吉線	6,572	17,650			300		○	1	有	
既設	基幹		山都町	矢部水越線	17,294	17,294			400	150	○	85	無	
既設	基幹		山都町	清和矢部線	18,443	18,443			30	200	○	86	有	
新規開設	基幹		山都町	郷野原御所線		13,500		6,750			○	100	有	
既設	管理		山都町	瀬峰線	694	694						103A	無	
既設	管理		山都町	鳥井線	1,099	1,099						104A	無	
既設	管理		山都町	青石線	4,076	4,076						105A	無	
既設	管理		山都町	門際線	500	500						107A	無	
既設	管理		山都町	星原線	820	820						108A	無	
既設	管理		山都町	白石線	478	478						109A	無	
既設	管理		山都町	木鷺野線	2,340	2,340						111A	無	県有林林道
既設	管理		山都町	万谷線	2,100	2,100						112A	無	県有林林道
既設	管理		山都町	片布田線	343	343			200		○	113A	無	
既設	管理		山都町	間之谷線	5,300	5,300						115A	無	県有林林道
既設	管理		山都町	尾野尻線	1,729	1,729						117A	無	
既設	管理		山都町	第2尾野尻線	1,035	1,035						118B	無	
既設	管理		山都町	小峰須原線	858	858						119A	無	
既設	管理		山都町	虎御前線	1,418	1,418						120A	無	
既設	管理		山都町	七ツ迫線	1,568	1,568						121A	無	
既設	管理		山都町	鬼ヶ城線	2,801	2,801						122A	無	
既設	管理		山都町	梶原線	1,760	1,760						123A	無	
既設	管理		山都町	高尾線	1,068	1,068						124A	無	
既設	管理		山都町	竹原線	2,682	2,682						125A	無	
既設	管理		山都町	春山線	600	600						126A	無	
既設	管理		山都町	高畑下山線	5,489	5,489						127A	無	
既設	管理		山都町	埋立猿丸線	5,058	5,058						128A	無	
既設	管理		山都町	久留見尾線	5,397	5,397				3,000	○	129A	有	203A→129A
既設	管理		山都町	小谷線	1,265	1,265						130A	無	208B→130A
既設	管理		山都町	日南田線	2,484	2,484						131A	無	215A→131A
既設	管理		山都町	小星折の木線	1,347	1,347						132A	無	218A→132A
既設	管理		山都町	御室観音線	2,638	2,638						133A	無	201A→133A
既設	管理		山都町	高須柚木線	2,962	2,962						134A	無	219A→134A
既設	管理		山都町	場貫線	1,900	1,900			1,000		○	135A	無	226A→135A
既設	管理		山都町	松尾線	2,700	2,700						136A	無	231B→136A
先線開設	管理		山都町	官山線	1,400	4,200						211A	無	
新規開設	管理		山都町	惣津線		1,900						213A	無	
先線開設	管理		山都町	稲生野大野線	286	1,700						220A	無	
新規開設	管理		山都町	一の瀬並木線		1,600						221A	無	
新規開設	管理		山都町	白滝線		1,510						222A	無	
新規開設	管理		山都町	野尻御岳山線		2,010						223A	無	
新規開設	管理		山都町	杉の谷線		900						224A	無	
新規開設	管理		山都町	黒峰線		3,844						225A	無	
新規開設	管理		山都町	矢筈線		6,000						227B	有	
新規開設	管理		山都町	梅木線		5,000						228A	無	
先線開設	管理		山都町	沢津線	444	3,000	1,278	50			○	229A	無	
先線開設	管理		山都町	鏡山線	1,327	2,577	625					230A	無	
新規開設	管理		山都町	竿渡線		6,500						232A	無	
新規開設	管理		山都町	長谷線		1,500						233A	無	
			<b>山都町 計</b>		110,274	173,636		8,653	1,980	3,350				
			<b>上益城地域 計</b>		154,468	230,330		8,653	2,241	3,350				
			<b>総 計</b>		245,143	330,530		18,178	2,741	12,389				

